

第3期関市障がい者計画
—しあわせ共生プラン—
令和6年度～令和11年度

令和6年3月

関市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の趣旨と背景	1
2 国の「障害者基本計画（第5次）」のポイント	2
3 計画の性格	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
6 計画の対象等	5
第2章 障がいのある人を取りまく現状	6
1 人口構造	6
2 障がいのある人の状況	8
3 障がいのある子どもの就学等の状況	15
4 障がいのある人に関わるその他の状況	17
5 人的資源の状況	18
6 障がいのある人の利用に配慮した生活環境の状況	19
7 アンケート調査結果	20
8 ヒアリング調査結果	30
第3章 計画の基本的な考え方	32
1 計画の基本理念	32
2 計画の基本的な視点	33
3 計画の基本方針	34
4 施策体系	35
第4章 施策の方向	36
1 地域共生の促進	36
2 療育・教育の推進	45
3 福祉サービスの充実	51
4 保健・医療の充実	58
5 生活環境の整備	61
6 雇用促進と就労支援	71
第5章 計画の推進	73
1 ネットワークの構築による連携の推進	73
2 計画の進行管理	73
資料編	74
1 策定経過	74
2 関市障がい者総合支援協議会規則	75
3 関市障がい者総合支援協議会委員名簿	76

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨と背景

関市（以下、「本市」という。）では、平成28年3月に「第2期関市障がい者計画 ―しあわせ共生プラン―」、令和3年3月に「第6期関市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人が安心して暮らしていける地域づくりや福祉サービスの充実を進めてきました。

国では、平成18年12月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）」批准に向け、国の障がい者制度の集中的な改革を行うため、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」を内閣に設置し、さまざまな国内法の整備等が進められ、平成26年に同条約を批准しました。その後も「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正・施行等により、障がい者福祉の向上のための法整備が進んでいます。

近年の動向としては、令和3年5月の「障害者差別解消法」の一部改正により、令和6年4月から民間事業者による“合理的配慮”の提供が義務化されます。また、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」では、障がいのある人による情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進すること等が規定されるなどの動きがみられます。

このような中、令和5年3月に国の「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。共生社会の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定めています。

本市では、このような国の大きな流れを踏まえるとともに、本市におけるこれまでの障がい福祉施策の状況や、障がいのある人やその家族の意向等を把握し、障がいに関わる施策を総合的に推進するため、「第3期関市障がい者計画 ―しあわせ共生プラン―」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 国の「障害者基本計画（第5次）」のポイント

本計画は、令和5年3月に策定された「障害者基本計画（第5次）」の考えに基づき策定します。「障害者基本計画（第5次）」では、方向性に「社会情勢の変化」が追記されており、新型コロナウイルス感染症への対応やSDGsの視点が踏まえられ、「各分野に共通する横断的視点」では、情報アクセシビリティ（向上に向けた新技術の利活用）、障がいのある女性、子ども及び高齢者等への配慮等の言及が追記されています。以下に概要を示します。

■国の「障害者基本計画（第5次）」の概要

1 基本的な考え方

(1) 基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

(2) 基本原則

- ①地域社会における共生等
- ②差別の禁止
- ③国際的協調

(3) 各分野に共通する横断的視点

- ①条約の理念の尊重及び整合性の確保
- ②共生社会の実現に資する取組の推進
- ③当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ④障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ⑤PDCAサイクル等を通じた実行性のある取組の推進

2 分野別施策の基本的方向

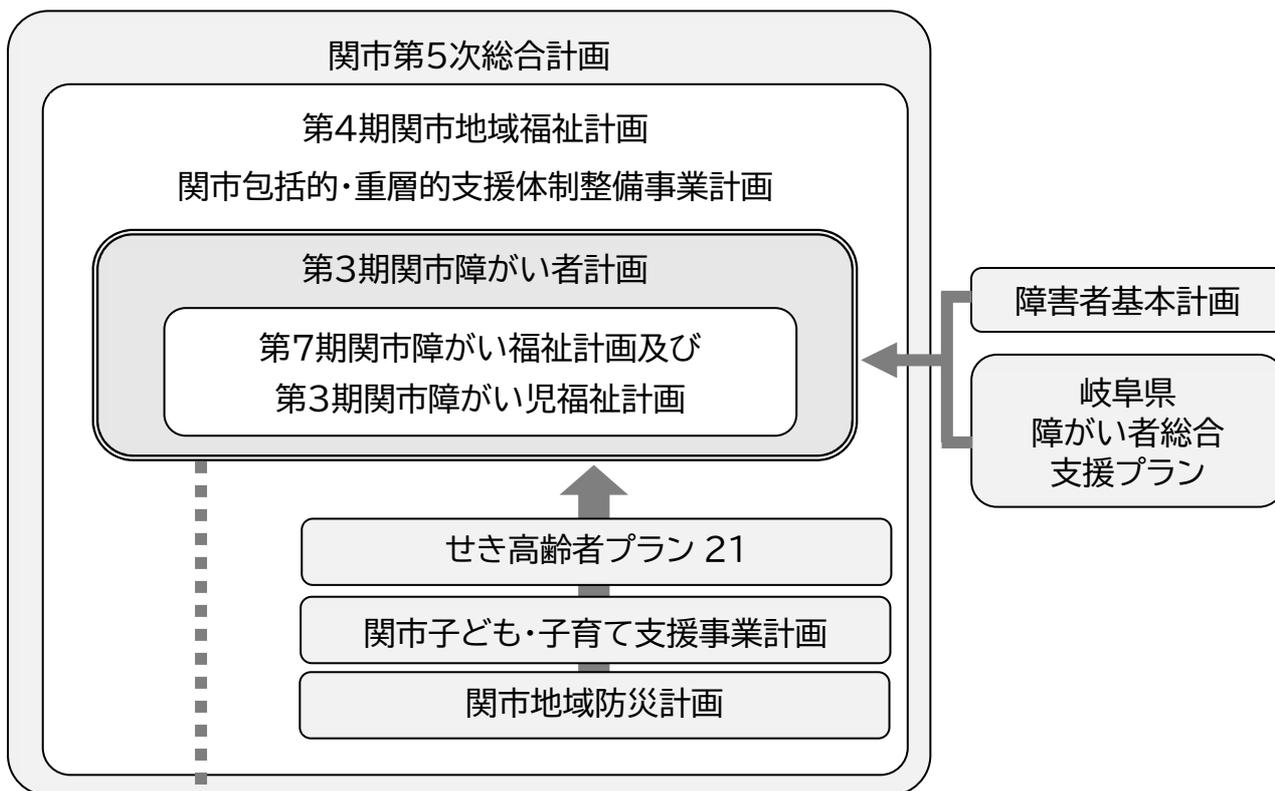
- (1) 差別の解消及び権利擁護の推進 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
- (2) 安心安全な生活環境の整備 移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進
- (3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
- (4) 防災・防犯等の推進 災害発生時における障害特性に配慮した支援
- (5) 行政等における配慮の充実 司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
- (6) 保健・医療の推進 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
- (7) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実
- (8) 教育の振興 インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備
- (9) 雇用・就業、経済的自立の支援 総合的な就労支援
- (10) 文化芸術活動・スポーツ等の振興
障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備
- (11) 国際社会での協力・連携の推進 文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

3 計画の性格

本計画は、障害者基本法の第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」で、本市における障がい福祉施策における基本的な考え方を明らかにし、障がい福祉施策の総合的な推進を目指すことを目的に策定したものです。

本計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画（第 5 次）」及び県の「岐阜県障がい者総合支援プラン」等の内容や、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」第 9 条第 1 項の規定、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえて策定するとともに、市の上位計画である「関市第 5 次総合計画」及び「第 4 期関市地域福祉計画」、障がい福祉サービスの見込み量等を示す「関市障がい福祉計画」等の関連性のある計画との整合性を図ります。

■計画の位置づけ



障害者基本法(第 11 条第 3 項)

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要がある際は柔軟に対応します。

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
			第3期関市障がい者計画						
第6期関市障がい福祉計画 第2期関市障がい児福祉計画		第7期関市障がい福祉計画 第3期関市障がい児福祉計画		第8期関市障がい福祉計画 第4期関市障がい児福祉計画					

5 計画の策定体制

本計画は、以下の過程を経た上で策定します。

(1) 一般市民を対象としたアンケート調査の実施

市内にお住まいの無作為に抽出した16歳以上の市民を対象とし、障がいに対する理解や意識に関するアンケート調査を行いました。

(2) 障がいのある人を対象としたアンケート調査の実施

市内にお住まいの、現在障がい福祉サービス等を利用している人（障害福祉サービス受給者証をお持ちの人）及び障がい福祉サービスを利用していない13歳～18歳（令和5年5月1日現在）の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象とし、生活の現状や障がい福祉サービスのニーズ等に関するアンケート調査を行いました。

(3) 障がい福祉に関する団体・事業所ヒアリング調査の実施

本市にある当事者団体・サービス提供事業所を対象として、障がい福祉に関するヒアリング調査を行いました。

(4) 策定委員会の開催

本計画の内容に関しては、障がい福祉団体・事業所等の代表等から構成される「関市障がい者総合支援協議会」の中で、検討を重ねました。

(5) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、パブリックコメントを実施しました。

6 計画の対象等

本計画の対象となる「障がい者」「障がいのある人」とは、「障害者総合支援法」第4条第1項に規定される「身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者を含む）並びに難病患者」であり、そのうち18歳以上の人となります。

また「障がい児」「障がいのある子ども」とは、「児童福祉法」第4条第2項に規定する「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」であり、18歳未満の人となります。

第2章 障がいのある人を取りまく現状

1 人口構造

※グラフや表の数値は、端数処理のため合計の数値が合わない箇所があります。

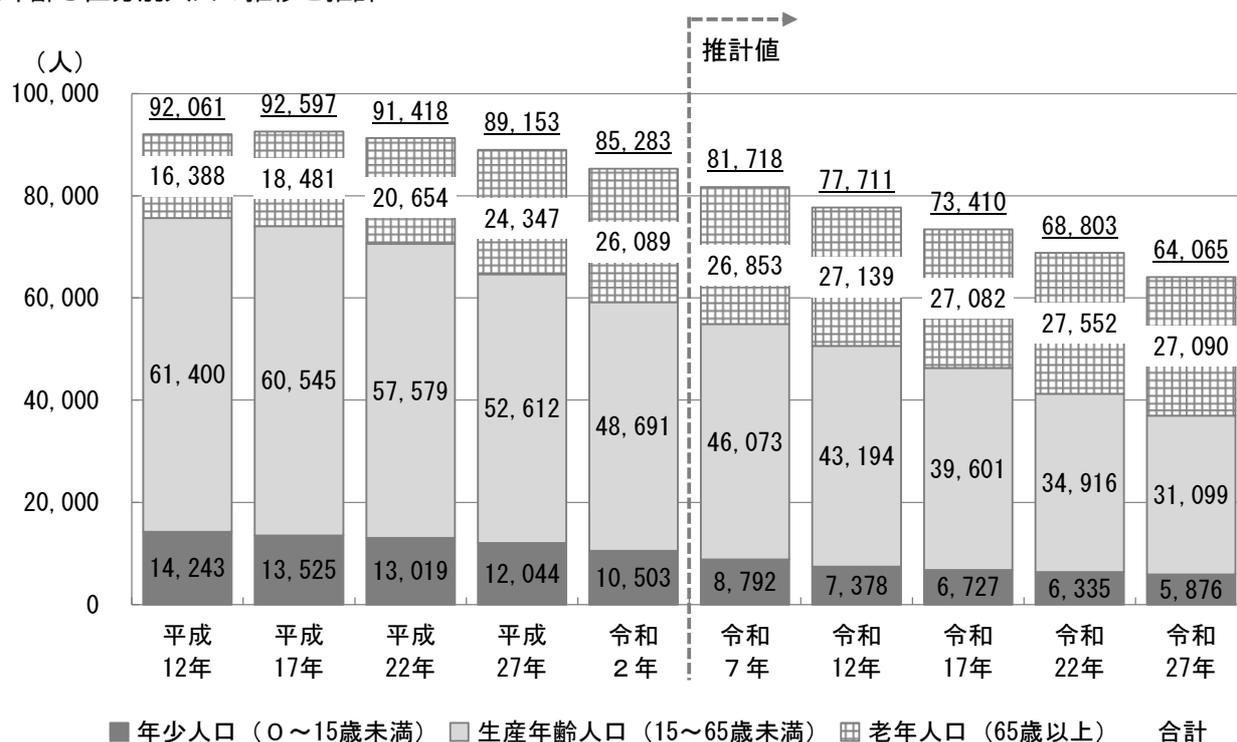
(1) 総人口の推移

令和2年の本市の総人口は85,283人となっています。総人口は平成17年をピークに減少しており、今後も減少することが予測されています。総人口の推移は、平成12年から令和2年にかけて7.4%の減少となっています。

年齢3区分別でみると、年少人口と生産年齢人口が減少しているのに対し、老年人口は一貫して増加しており、少子高齢化が進行しています。

また、推計値では令和27年に総人口が64,065人となることが予測されており、平成12年から30.4%の減少となります。

■年齢3区分別人口の推移と推計

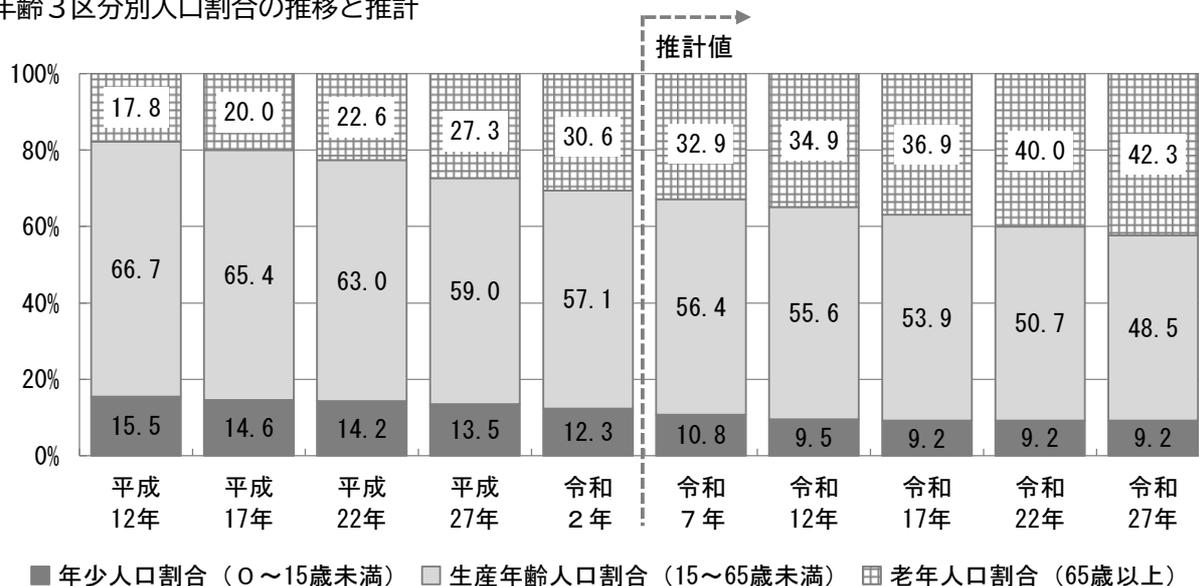


資料：国勢調査（～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所（令和7年～）

※実績値は年齢不詳者を合計に含みます。

年齢3区分別人口の割合で見ると、令和2年の本市の老年人口割合（高齢化率）は30.6%となっています。令和27年には生産年齢人口と老年人口の割合が共に40%台となり、現役世代（生産年齢人口）1.15人で1人の65歳以上（老年人口）の者を支える状況が予測されています。

■年齢3区分別人口割合の推移と推計



資料：国勢調査（～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所（令和7年～）

※実績値の割合は、分母から年齢不詳者を除いて算出しました。

2 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳別交付状況

令和5年4月1日現在、本市の障害者手帳所持者数は5,431人であり、平成31年から令和5年にかけて1.9%の増加となっています。

障害者手帳別では身体障害者手帳が4.3%減少しているのに対し、療育手帳は8.9%、精神障害者保健福祉手帳は24.9%と大きく増加しています。

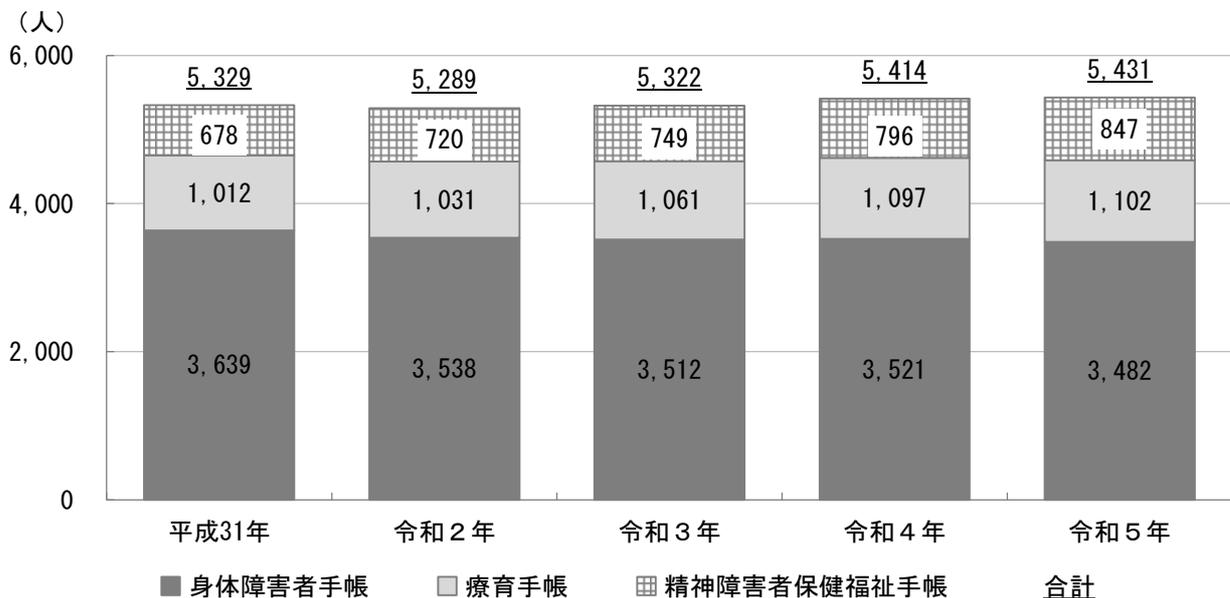
■障害者手帳所持者数の推移と増減率

(単位：人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率 (H31/R5)
身体障害者手帳	3,639	3,538	3,512	3,521	3,482	-4.3%
療育手帳	1,012	1,031	1,061	1,097	1,102	8.9%
精神障害者保健福祉手帳	678	720	749	796	847	24.9%
合計	5,329	5,289	5,322	5,414	5,431	1.9%

資料：福祉政策課（各年4月1日時点）

■障害者手帳別所持者数の推移



資料：福祉政策課（各年4月1日時点）

(2) 身体障害者手帳の交付状況

令和5年4月1日現在、本市の身体障害者手帳所持者数は3,482人であり、平成31年から令和5年にかけて4.3%の減少となっています。

等級別で見ると、最重度である1級が最も多くなっており、5級・6級は平成31年から令和5年にかけて10%以上の減少となっています。

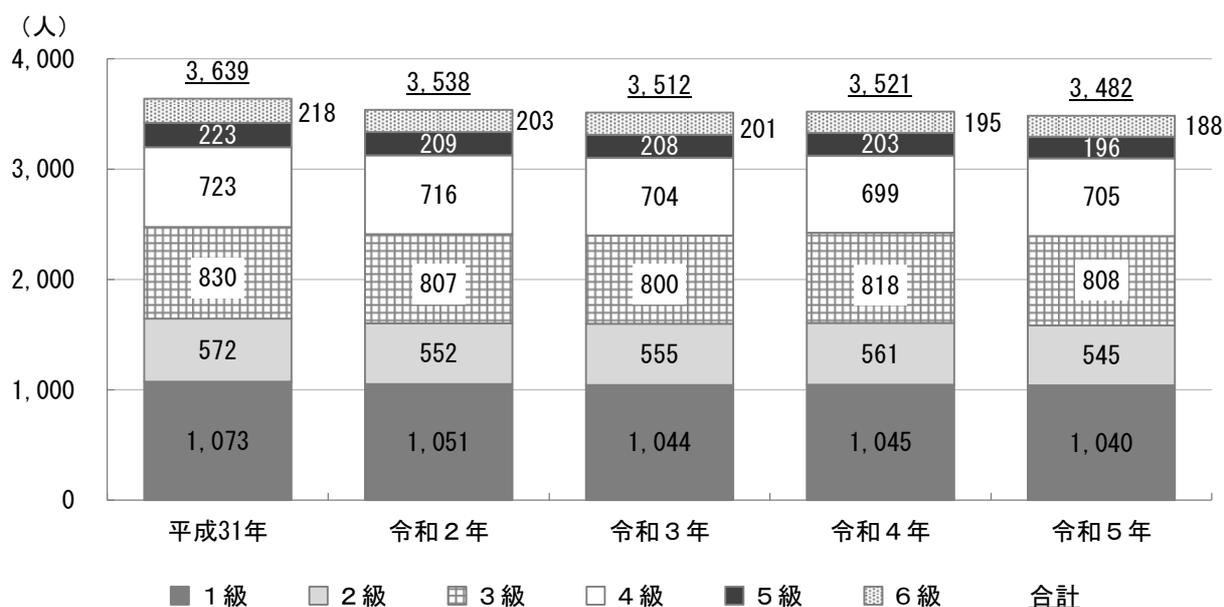
年齢別で見ると、18歳以上が大半を占めています。18歳未満は40～60人で推移しており、平成31年から令和5年にかけて27.4%の減少となっています。

■等級別・年齢別身体障害者手帳所持者数の推移と増減率 (単位：人)

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率 (H31/R5)
等級別	1級	1,073	1,051	1,044	1,045	1,040	-3.1%
	2級	572	552	555	561	545	-4.7%
	3級	830	807	800	818	808	-2.7%
	4級	723	716	704	699	705	-2.5%
	5級	223	209	208	203	196	-12.1%
	6級	218	203	201	195	188	-13.8%
合計		3,639	3,538	3,512	3,521	3,482	-4.3%
年齢別	18歳未満	62	57	52	46	45	-27.4%
	18歳以上	3,577	3,481	3,460	3,475	3,437	-3.9%
合計		3,639	3,538	3,512	3,521	3,482	-4.3%

資料：福祉政策課（各年4月1日時点）

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉政策課（各年4月1日時点）

障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部機能障がいとなっています。平成31年から令和5年にかけて、音声・言語・そしゃく機能障がいが18.8%減少している一方で、内部障がいは9.1%の増加となっています。

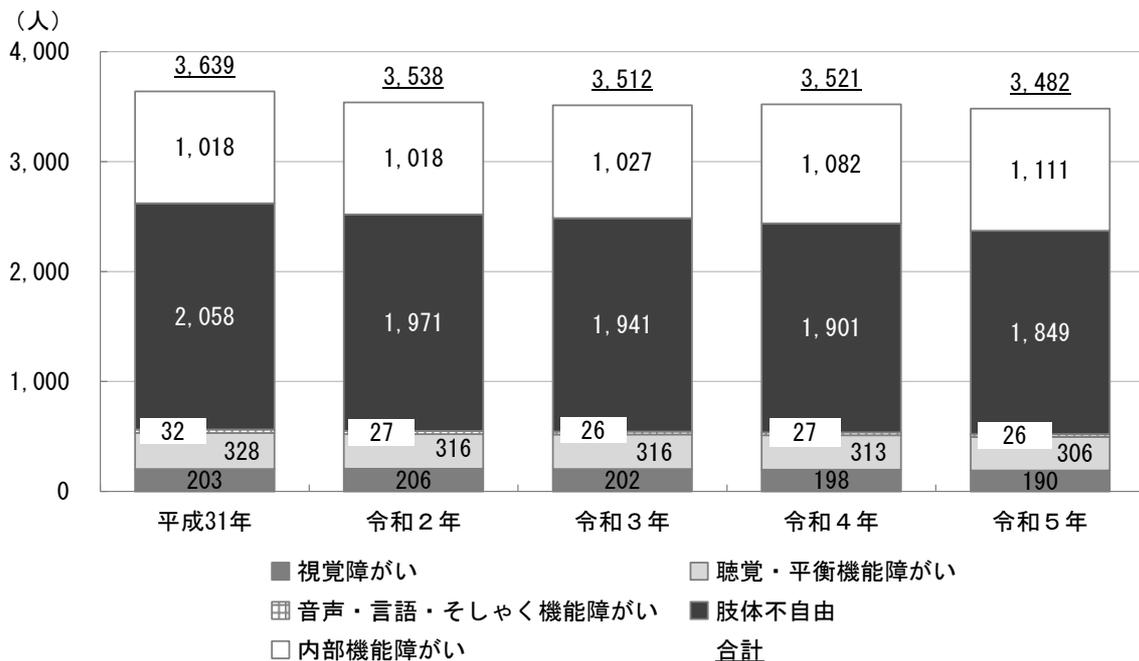
■障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移と増減率

(単位：人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率 (H31/R5)
視覚障がい	203	206	202	198	190	-6.4%
聴覚・平衡機能障がい	328	316	316	313	306	-6.7%
音声・言語・そしゃく 機能障がい	32	27	26	27	26	-18.8%
肢体不自由	2,058	1,971	1,941	1,901	1,849	-10.2%
内部機能障がい	1,018	1,018	1,027	1,082	1,111	9.1%
合計	3,639	3,538	3,512	3,521	3,482	-4.3%

資料：福祉政策課（各年4月1日時点）

■障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉政策課（各年4月1日時点）

(3) 療育手帳の交付状況

令和5年4月1日現在、本市の療育手帳所持者数は1,102人であり、平成31年から令和5年にかけて8.9%の増加となっています。

判定別で見ると、B2判定が最も多くなっており、平成31年から令和5年にかけて19.7%の増加となっています。また、A判定は緩やかに減少しており、18.5%の減少となっています。

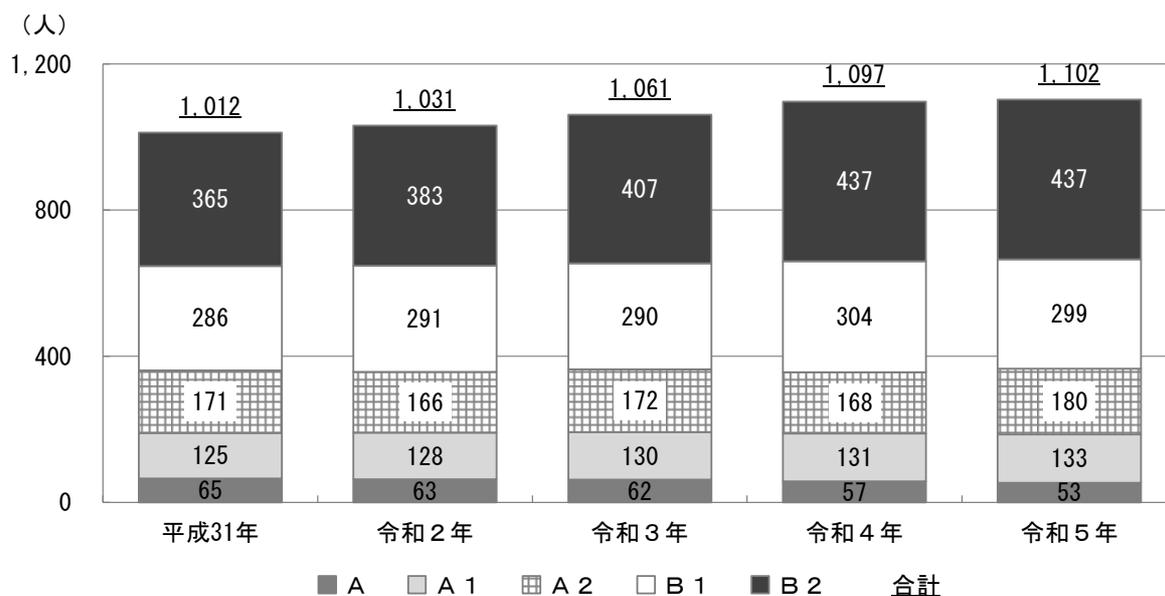
年齢別で見ると、いずれの年齢層でも増加傾向となっており、特に18歳以上は平成31年から令和5年にかけて10.4%の増加となっています。

■判定別・年齢別療育手帳所持者数の推移と増減率 (単位：人)

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率 (H31/R5)
判定別	A	65	63	62	57	53	-18.5%
	A1	125	128	130	131	133	6.4%
	A2	171	166	172	168	180	5.3%
	B1	286	291	290	304	299	4.5%
	B2	365	383	407	437	437	19.7%
合計		1,012	1,031	1,061	1,097	1,102	8.9%
年齢別	18歳未満	307	307	317	336	324	5.5%
	18歳以上	705	724	744	761	778	10.4%
合計		1,012	1,031	1,061	1,097	1,102	8.9%

資料：福祉政策課（各年4月1日時点）

■判定別療育手帳所持者数の推移



資料：福祉政策課（各年4月1日時点）

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

令和5年4月1日現在、本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は847人であり、平成31年から令和5年にかけて24.9%の増加となっています。

等級別で見ると、いずれの等級でも増加傾向となっており、特に2級は平成31年から令和5年にかけて32.5%の増加となっています。

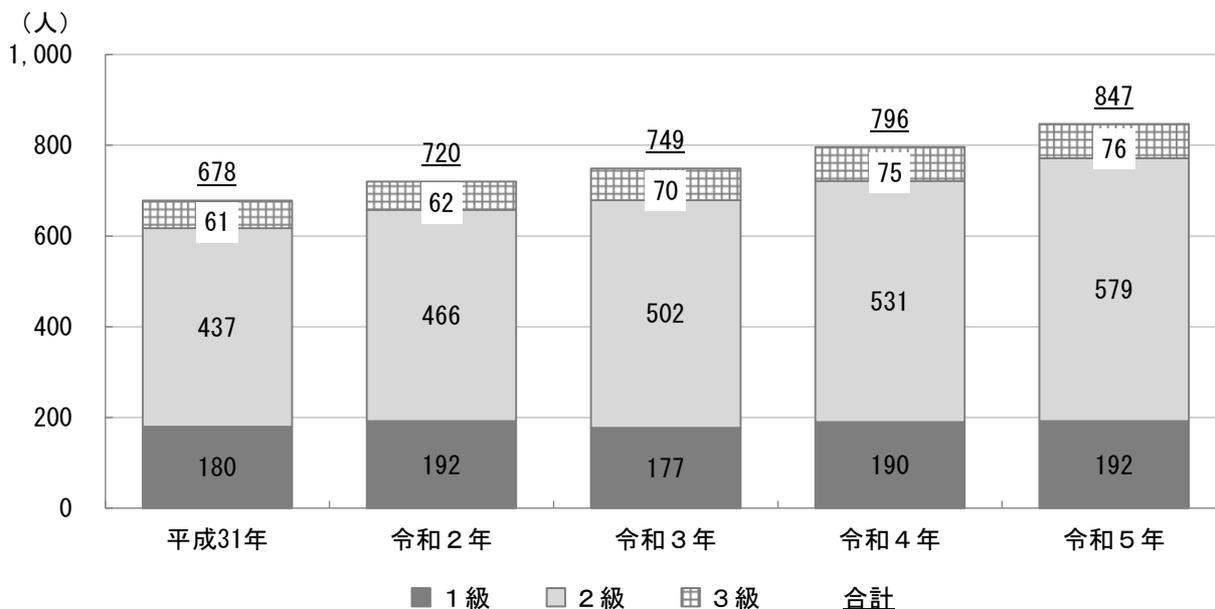
年齢別で見ると、いずれの年齢層でも増加傾向となっており、特に18歳未満は平成31年から令和5年にかけて130.8%と大きく増加しています。

■等級別・年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移と増減率 (単位：人)

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率 (H31/R5)
等級別	1級	180	192	177	190	192	6.7%
	2級	437	466	502	531	579	32.5%
	3級	61	62	70	75	76	24.6%
合計		678	720	749	796	847	24.9%
年齢別	18歳未満	13	17	22	25	30	130.8%
	18歳以上	665	703	727	771	817	22.9%
合計		678	720	749	796	847	24.9%

資料：福祉政策課（各年4月1日時点）

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



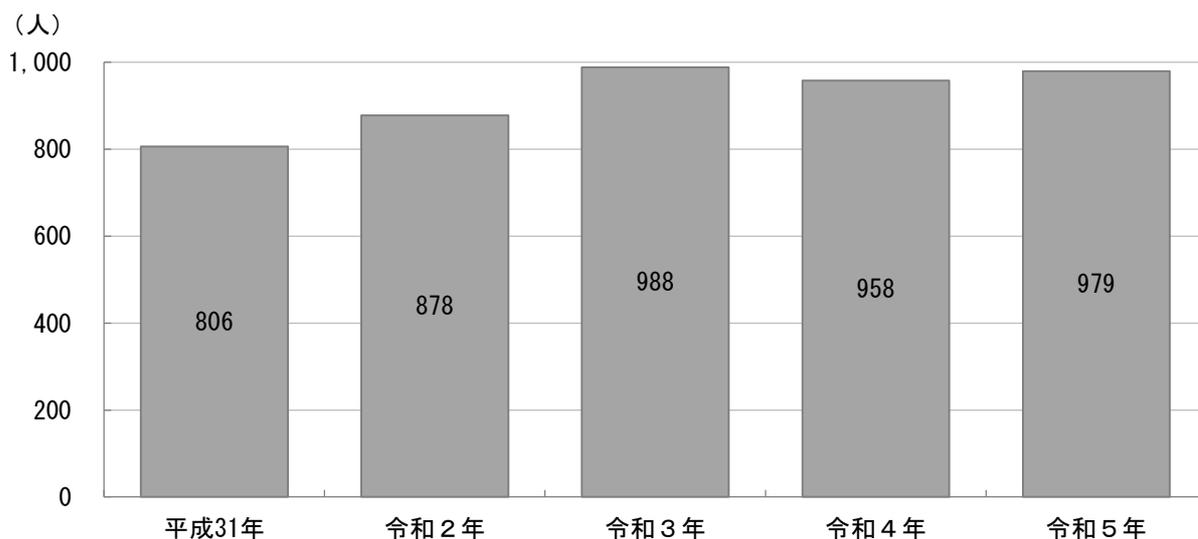
資料：福祉政策課（各年4月1日時点）

(5) 自立支援医療（精神通院）受給者の状況

令和5年4月1日現在、本市の自立支援医療（精神通院）受給者数は979人であり、平成31年から令和5年にかけて21.5%の増加となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者数が精神障害者保健福祉手帳所持者数を上回っており、手帳を所持していない人でも、精神的な疾患をもつ人が多くなっています。

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

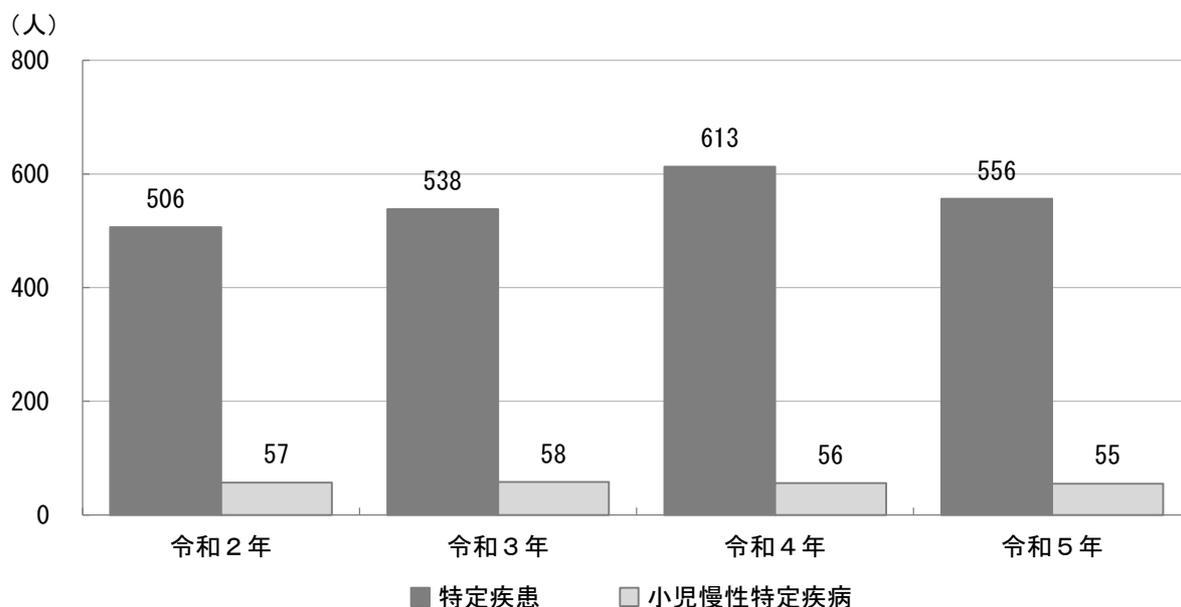


資料：福祉政策課（各年4月1日時点）

(6) 難病患者等の状況

令和5年4月1日現在、本市の特定疾患患者数は556人、小児慢性特定疾病患者数は55人となっています。令和2年以降、特定疾患は500～600人、小児慢性特定疾病は50人台で推移しています。

■特定疾患及び小児慢性特定疾病患者数の推移



資料：関保健所（各年4月1日時点）

難病患者への医療費助成

原因不明で治療方法が未確立である疾病を難病といいます。治療が極めて困難で経過が慢性であるため、介護者への経済的・精神的負担が大きく、良質かつ適切な治療が公的負担により必要となる等の疾患（特定疾患、指定難病）については医療費が助成されています。

難病医療費助成制度の対象疾病（指定難病）は拡大しており、令和5年10月現在では338疾病が指定難病となっています。

また、「障害者総合支援法」では難病患者が障がいのある人の範囲に加えられ、障がい福祉サービスの対象となっています。令和5年10月現在では、対象となる疾病は366疾病となっています。

18歳未満の子どもの慢性疾患のうち、小児がんなどの特定の疾患は治療期間が長く、医療費負担が高額となるため、医療費の自己負担分が補助されています。

3 障がいのある子どもの就学等の状況

(1) 就学前の障がい児の状況

令和4年度末現在、在籍障がい児数は49人となっています。加配保育士数は、平成30年度から令和4年度にかけて20人増加しています。

■保育所在籍児数・在籍障がい児数・加配保育士数の推移 (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
在籍児数	1,977	1,946	1,903	1,870	1,799
在籍障がい児数	44	46	47	57	49
加配保育士数	27	23	37	44	47

資料：子ども家庭課（各年度末）

(2) 特別支援学級、特別支援学校の状況

令和5年5月1日現在、本市の公立小学校で41学級の特別支援学級が設置されており、在籍児童数は186人となっています。中学校については、公立中学校で25学級の特別支援学級が設置されており、在籍生徒数は110人となっています。

市内には、関特別支援学校、中濃特別支援学校があり、それぞれ41人、197人が通っています。そのうち本市在住の児童・生徒数は12人、88人となっています。

■公立小学校・公立中学校の設置校数・学級数・児童数の推移 (単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公立小学校	設置校数（校）	17	18	18	18	16
	学級数（学級）	37	39	41	42	41
	児童数（人）	144	145	149	164	186
公立中学校	設置校数（校）	9	9	7	7	8
	学級数（学級）	19	19	19	20	25
	生徒数（人）	70	85	85	94	110

資料：教育委員会（学校基本調査）（各年度5月1日）

■特別支援学校の児童・生徒数の推移

(単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
関特別支援学校	小学部	18 (5)	14 (4)	10 (1)	12 (1)	15 (3)
	中学部	15 (5)	12 (3)	14 (6)	10 (5)	10 (6)
	高等部	21 (6)	24 (8)	20 (5)	18 (5)	16 (3)
中濃特別支援学校	小学部	63 (20)	57 (21)	64 (22)	60 (24)	66 (28)
	中学部	50 (19)	58 (22)	59 (23)	66 (23)	50 (19)
	高等部	97 (47)	87 (37)	84 (38)	69 (32)	81 (41)

資料：各特別支援学校（各年度5月1日）

※（ ）内の数字は関市在住者数

4 障がいのある人に関わるその他の状況

(1) 障がい福祉サービス提供事業所の状況

令和5年4月現在、本市における障がい福祉サービス提供事業所は以下の通りとなっています。

■障がい福祉サービス提供事業所数 (単位：か所)

サービスの種類	提供事業所数
居宅介護	6
重度訪問介護	5
同行援護	1
行動援護	1
生活介護	9
就労移行支援	1
就労継続支援A型	10
就労継続支援B型	16
短期入所	9
共同生活援助	11
施設入所支援	4
計画相談支援・障害児相談支援	11
児童発達支援	9
放課後等デイサービス	20
保育所等訪問支援	1
障害児入所施設	1
地域活動支援センター	2
日中一時支援	13
移動支援	6

資料：福祉政策課（令和5年4月時点）

※一つの事業所で複数のサービスを提供している場合は、どちらのサービスでもカウントしています。

5 人的資源の状況

(1) 各種相談事業の状況

障がいのある人及びその家族の日常生活における悩みや福祉サービスの利用に関する相談事業を、各種相談員を配置し実施しています。本市における相談事業の実施状況は、以下の通りです。

■相談員の配置状況 (単位：人)

職種	相談員
民生委員・児童委員	201
身体障がい者相談員	22
知的障がい者相談員	8

資料：福祉政策課（令和5年4月時点）

■各種相談事業の状況

相談の種類	開催の状況
療育相談	随時関市中央親子教室・関市西親子教室で開催
心身障がい者 (児)総合相談	毎月第3日曜日「わかくさ・プラザ」総合福祉会館で開催（10月・3月除く）

資料：福祉政策課（令和5年4月現在）

(2) 障がいのある人に関する団体の状況

令和5年9月現在、本市のボランティアの活動状況は、59団体がボランティア団体として登録しています。登録者数は、団体、個人登録者を合わせると1,568人になり、登録更新方法の変更等の要因により、令和2年と比較すると大きく減少しています。

■ボランティア団体等の登録状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
団体数	137	103	94	59
ボランティア人数	8,741	5,403	4,191	1,568
団体ボランティア（人）	5,220	4,438	3,646	1,543
個人ボランティア（人）	3,521	965	545	25

資料：社会福祉協議会（各年12月末時点、令和5年のみ9月時点）

6 障がいのある人の利用に配慮した生活環境の状況

(1) バリアフリーの整備状況

令和5年4月現在、市内の公共施設（庁舎、支所1か所、地域事務所5か所）において、視覚障がい者誘導ブロック、障がい者専用駐車場、車いす用トイレ等が整備されています。

■庁舎、支所、地域事務所のバリアフリーの整備状況

建築物等の種類	か所数
視覚障がい者誘導ブロックの敷設	6
障がい者専用駐車場の設置	6
車いす用トイレの設置	6
スロープの設置	7
エレベーターの設置	3

資料：管財課（令和5年4月時点）

(2) 情報提供の状況

本市では、広報紙の点字版や音声版を作成し、配布しています。

■情報提供等の状況

名称	回数等	内容等
広報紙 (点字版)	月1回	・視覚障がい者世帯への配布 ・ボランティア団体による発行・配布 ・「消防だより」（年2回）、「社協だより」（年3回）も同様に発行・配布
広報紙 (音声版)	月1回	・広報紙及び広報紙の添付物の文字を音訳 ・ボランティア団体による発行・配布

資料：福祉政策課（令和5年4月時点）

(3) その他の取組

本市では、以下のような障がいのある人が関わるイベントを開催しています。

■イベント等の実施状況

名称	開催時期	内容等
障がい者スポーツ教室	毎年9月	軽スポーツのルール説明及び体験の実施
健康福祉フェスティバル	毎年10月	バザーやアトラクションの実施
障がい者ふれあい作品展	毎年12月	障がいのある人の作品の展示
障がい者ボウリング大会	毎年12月	ボウリング大会の実施

資料：福祉政策課（令和5年4月時点）

7 アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、市民の障がいに対する理解や意識、障がいのある人のサービス利用状況や今後の意向を把握し、計画策定の基礎資料とするため、障がい福祉に関するアンケートを実施しました。

■アンケート調査の概要

対象者	実施時期	実施方法	回収数
無作為に抽出した16歳以上の市民2,000人 (障害者手帳所持者含む)	令和5年9月4日 ～9月17日	郵送による 配布・回収	725件 回収率：36.3%
市内にお住まいの障がい福祉サービス等を利用している人及びサービスを利用していない13～18歳の障害者手帳所持者500人	令和5年6月1日 ～6月23日	郵送による 配布・回収	201件 回収率：40.2%

(2) アンケート調査結果のまとめ

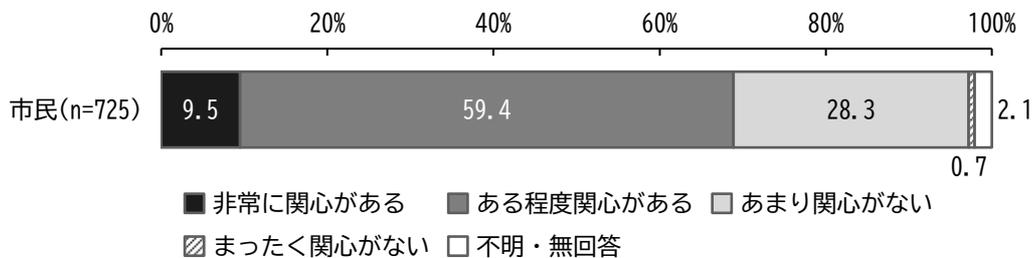
【市民へのアンケート】

①障がいのある人の福祉への関心

障がいのある人の福祉へ関心についてみると、『関心がある』が68.9%、『関心がない』が29.0%となっています。

※『関心がある』：「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」の合算

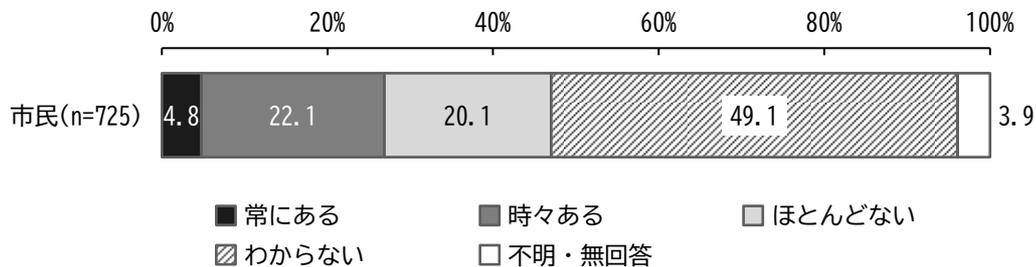
『関心がない』：「あまり関心がない」と「まったく関心がない」の合算



②障がいのある人への差別や偏見

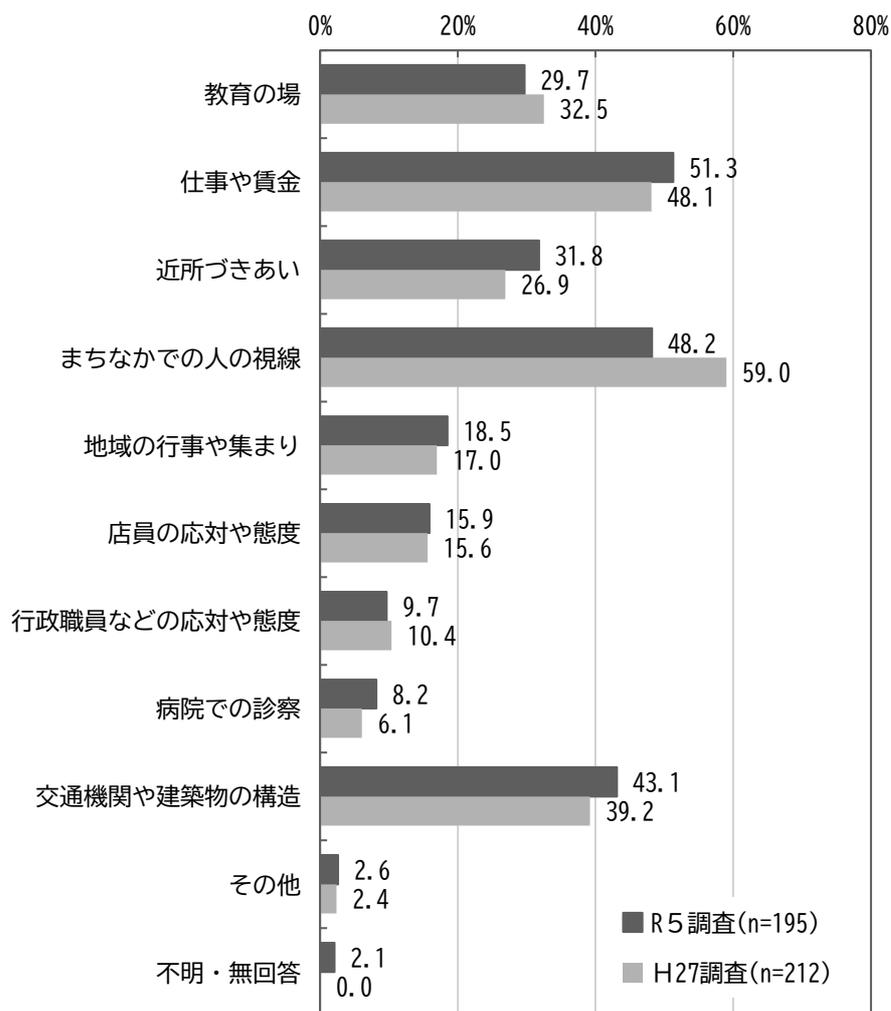
障がいを理由とした差別や偏見についてみると『ある』が 26.9%、「ほとんどない」が 20.1%、「わからない」が 49.1%となっています。

※『ある』:「常にある」と「時々ある」の合算



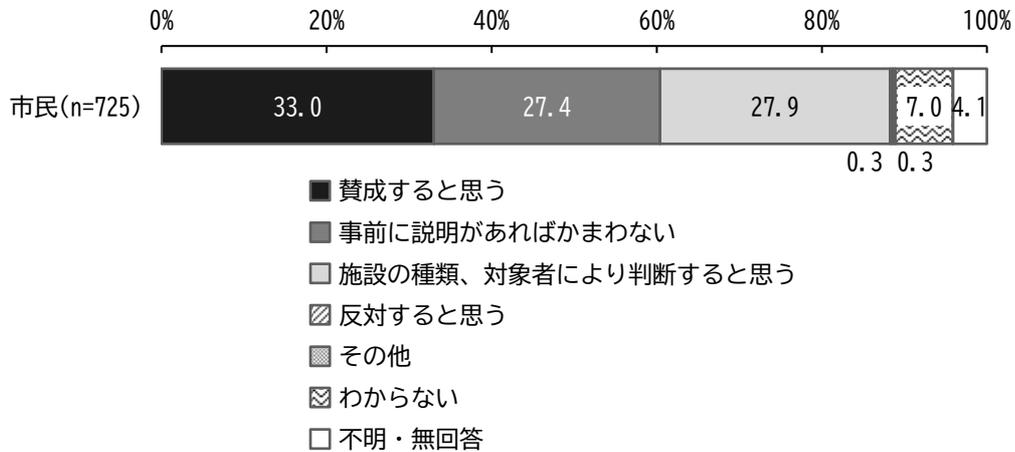
また、障がいを理由とした差別や偏見が『ある』と答えた人のうち、差別や偏見がみられる場面についてみると、「仕事や賃金」が 51.3%と最も高く、次いで「まちなかでの人の視線」が 48.2%となっています。

経年比較でみると、今回調査の「まちなかでの人の視線」が、平成 27 年度に実施した前回調査と比べて 10.8 ポイント低くなっています。

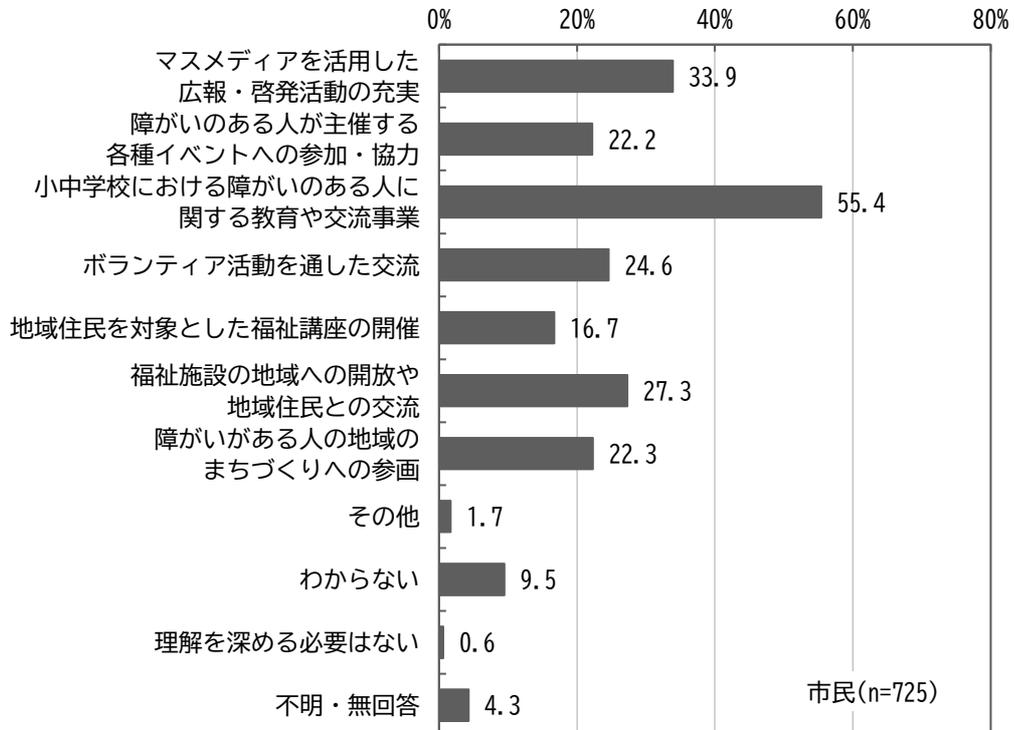


③障がいのある人の暮らしについて

障がいのある人が共同生活するグループホームをお住まいの地域に設置することについてみると、「賛成と思う」が33.0%と最も高く、次いで「施設の種類、対象者により判断すると思う」が27.9%となっています。

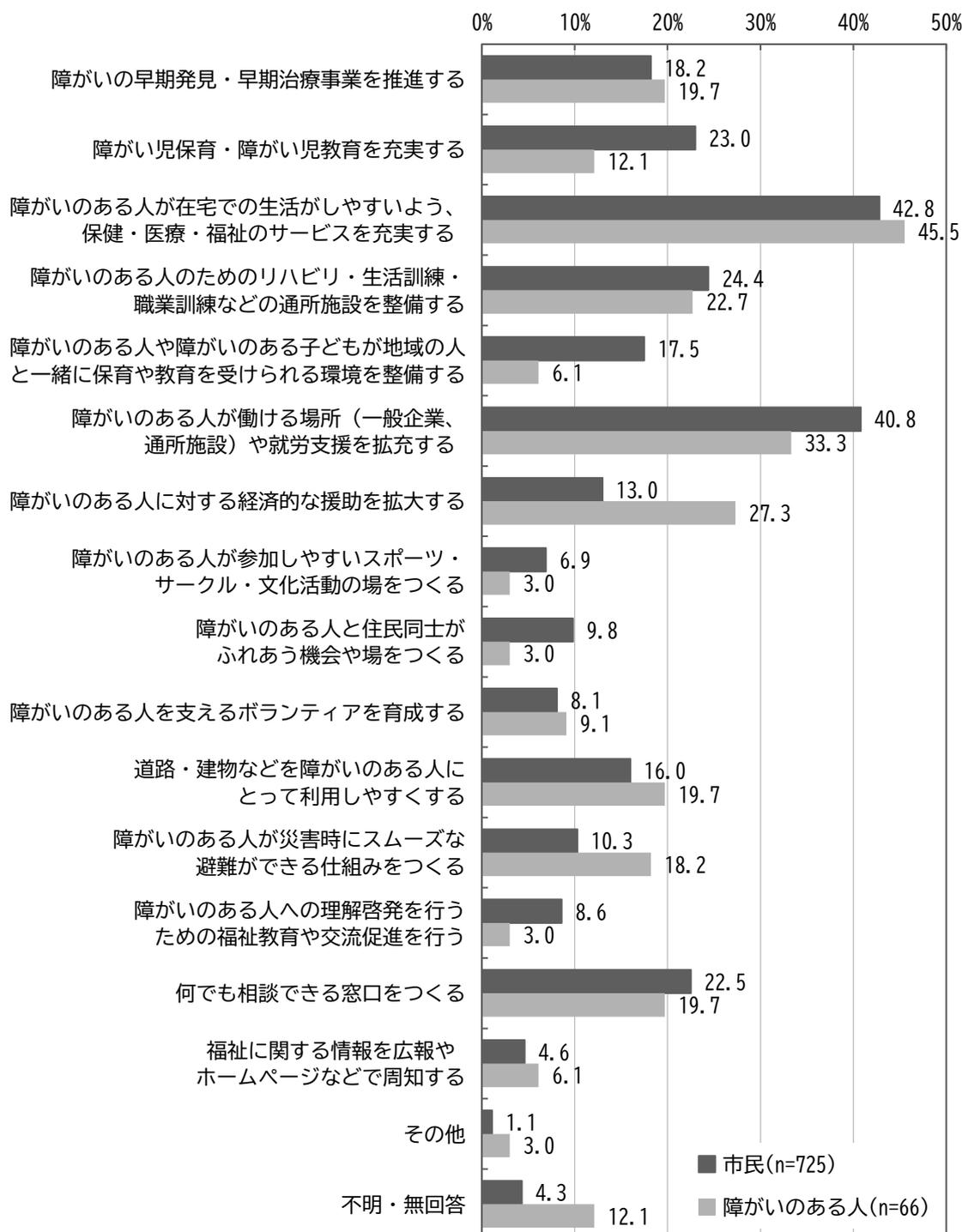


障がいのある人への理解を深めるために必要なことについてみると、「小中学校における障がいのある人に関する教育や交流事業」が55.4%と最も高く、次いで「マスメディアを活用した広報・啓発活動の充実」が33.9%となっています。



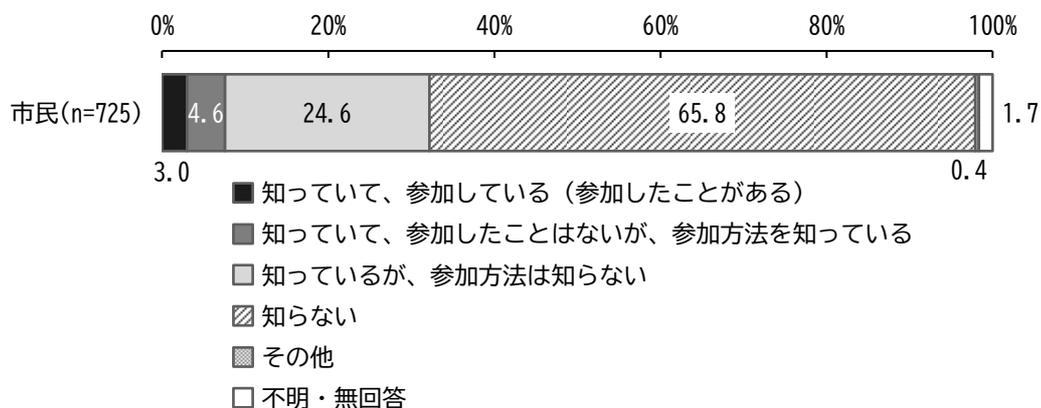
障がいのある人が住みよいまちをつくるために必要なことについてみると、「障がいのある人が在宅での生活がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスを充実する」が42.8%と最も高く、次いで「障がいのある人が働ける場所（一般企業、通所施設）や就労支援を拡充する」が40.8%となっています。

市民全体と障がいのある人の回答を比較すると、障がいのある人で「障がいのある人に対する経済的な援助を拡大する」が27.3%と、市民全体と比べて14.3ポイント高くなっています

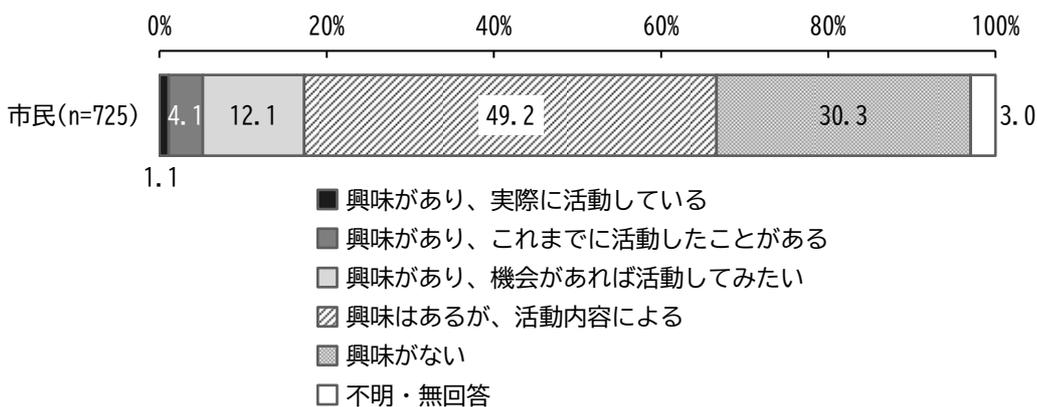


④ボランティア活動について

障がいのある人にかかわるボランティア活動の認知度についてみると、「知らない」が65.8%と最も高く、次いで「知っているが、参加方法は知らない」が24.6%となっています。

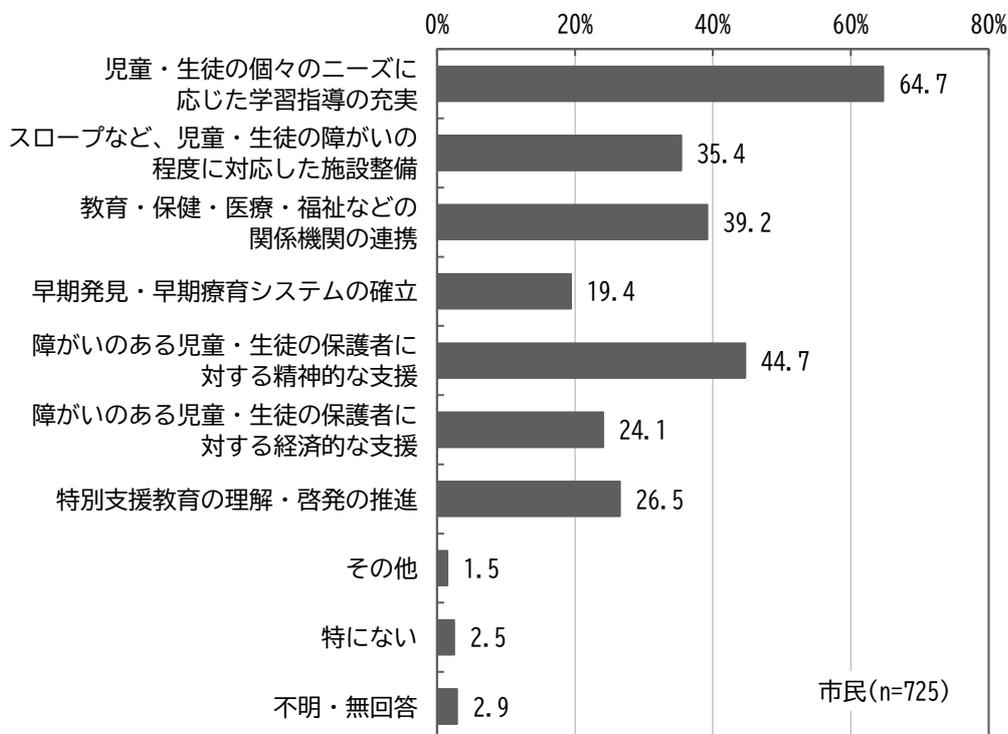


また、障がいのある人にかかわるボランティア活動への興味についてみると、「興味はあるが、活動内容による」が49.2%と最も高く、次いで「興味がない」が30.3%となっています。



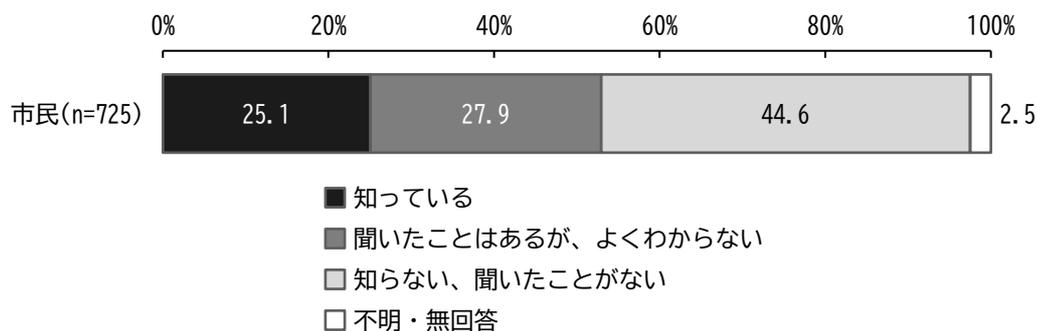
⑤教育について

障がいのある児童・生徒の教育で必要なことについてみると、「児童・生徒の個々のニーズに応じた学習指導の充実」が64.7%と最も高く、次いで「障がいのある児童・生徒の保護者に対する精神的な支援」が44.7%となっています。



⑥権利擁護について

虐待発見時の通報義務の認知度についてみると、「知っている」が25.1%、「聞いたことはあるが、よくわからない」が27.9%、「知らない、聞いたことがない」が44.6%となっています。

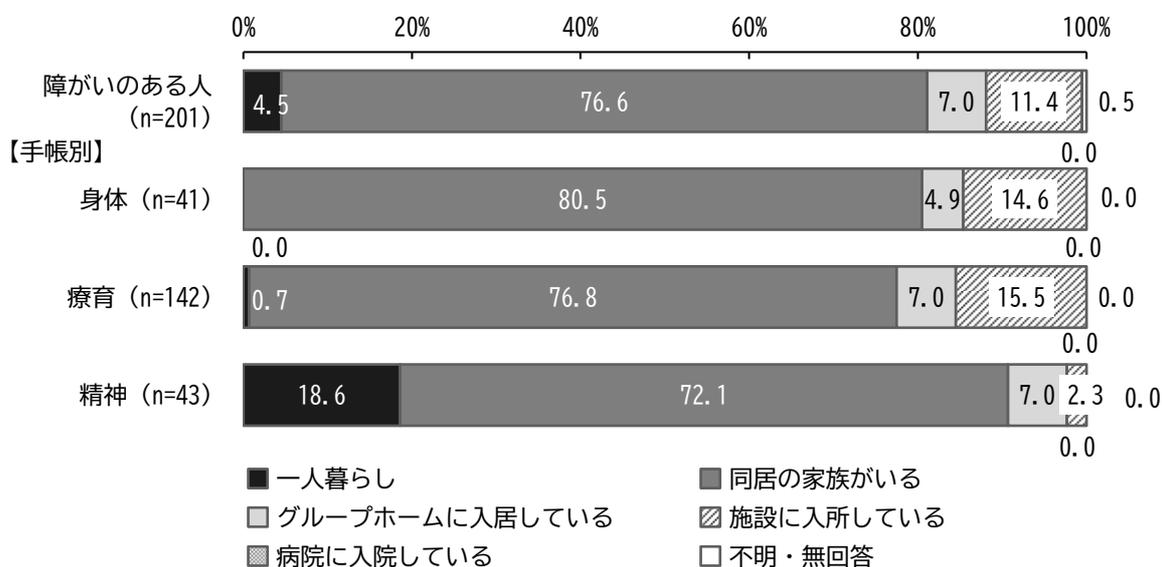


【障がいのある人へのアンケート】

①暮らしの状況

暮らしの状況についてみると、「同居の家族がいる」が76.6%と最も高く、次いで「施設に入所している」が11.4%、「グループホームに入居している」が7.0%となっています。

手帳別にみると、いずれも「同居の家族がいる」が最も高くなっています。



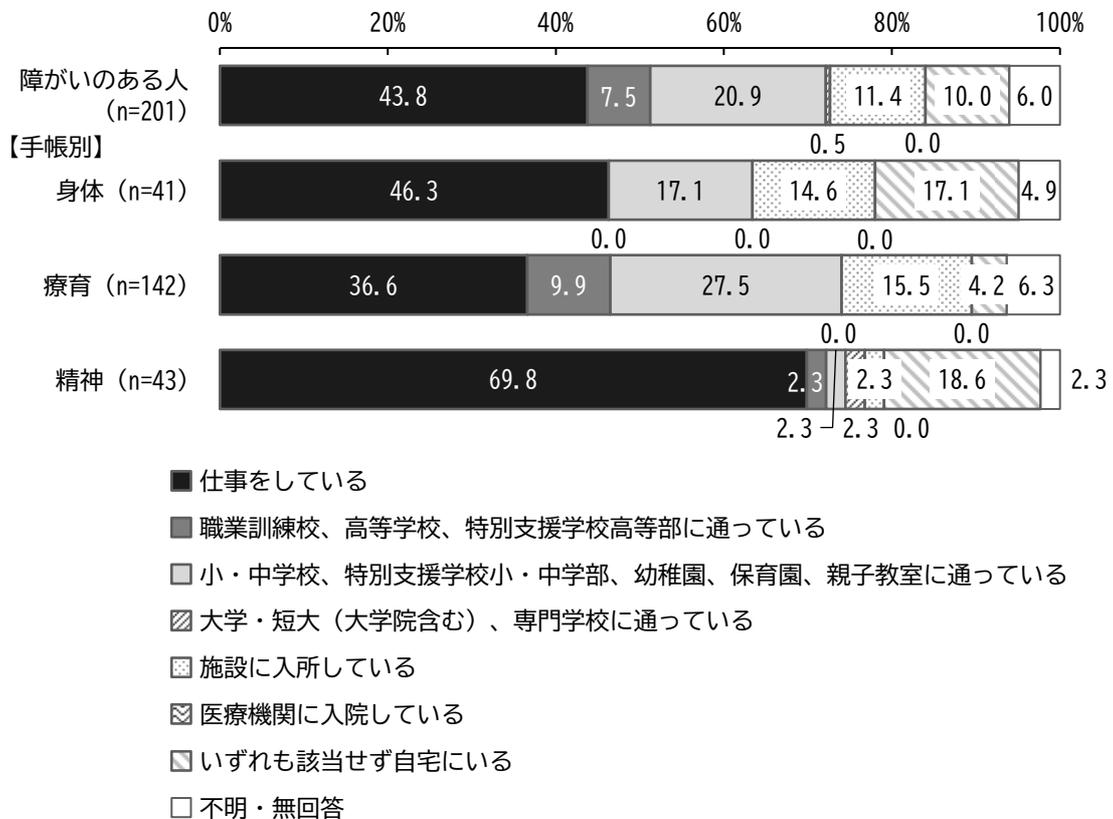
また、10年後の居住の場の考えについて、現在の住まい別にみると、10年後も現在と同じ場所で生活を過ごしたいと考える人の割合が高くなっています。なお、現在の住まいが「自宅」の人も、「入所施設」や「グループホーム」での生活意向がみられます。

■10年後の居住の場への考え

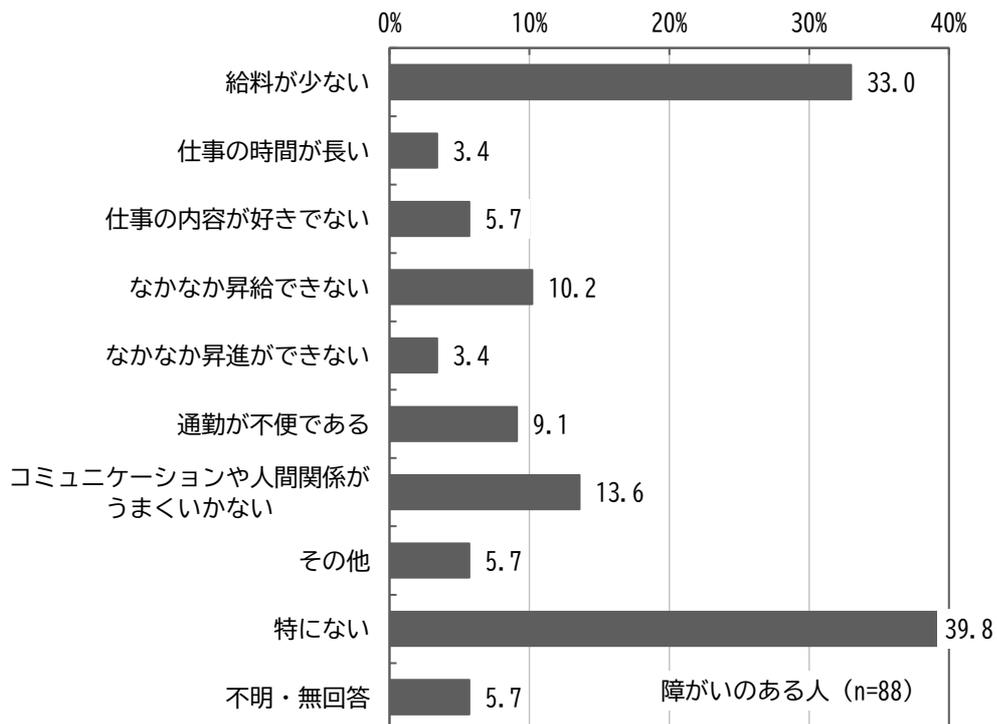
現在の住まい (上位3位)	今後10年程度の希望する居住の場 (上位3位)		
	1位	2位	3位
自宅 (持ち家) (n=133)	自宅 (持ち家) (85.0%)	入所施設 (10.5%)	グループホーム (9.8%)
アパート・賃貸住宅・借家 (n=21)	アパート・賃貸住宅・ 借家 (61.9%)	自宅 (持ち家)、市営住宅、入所施設 (9.5%)	
グループホーム (n=12)	グループホーム (100.0%)	アパート・賃貸住宅・ 借家 (16.7%)	

②日中活動について

日中の過ごし方についてみると、「仕事をしている」が43.8%と最も高く、次いで「小・中学校、特別支援学校小・中学部、幼稚園、保育園、親子教室に通っている」が20.9%となっています。

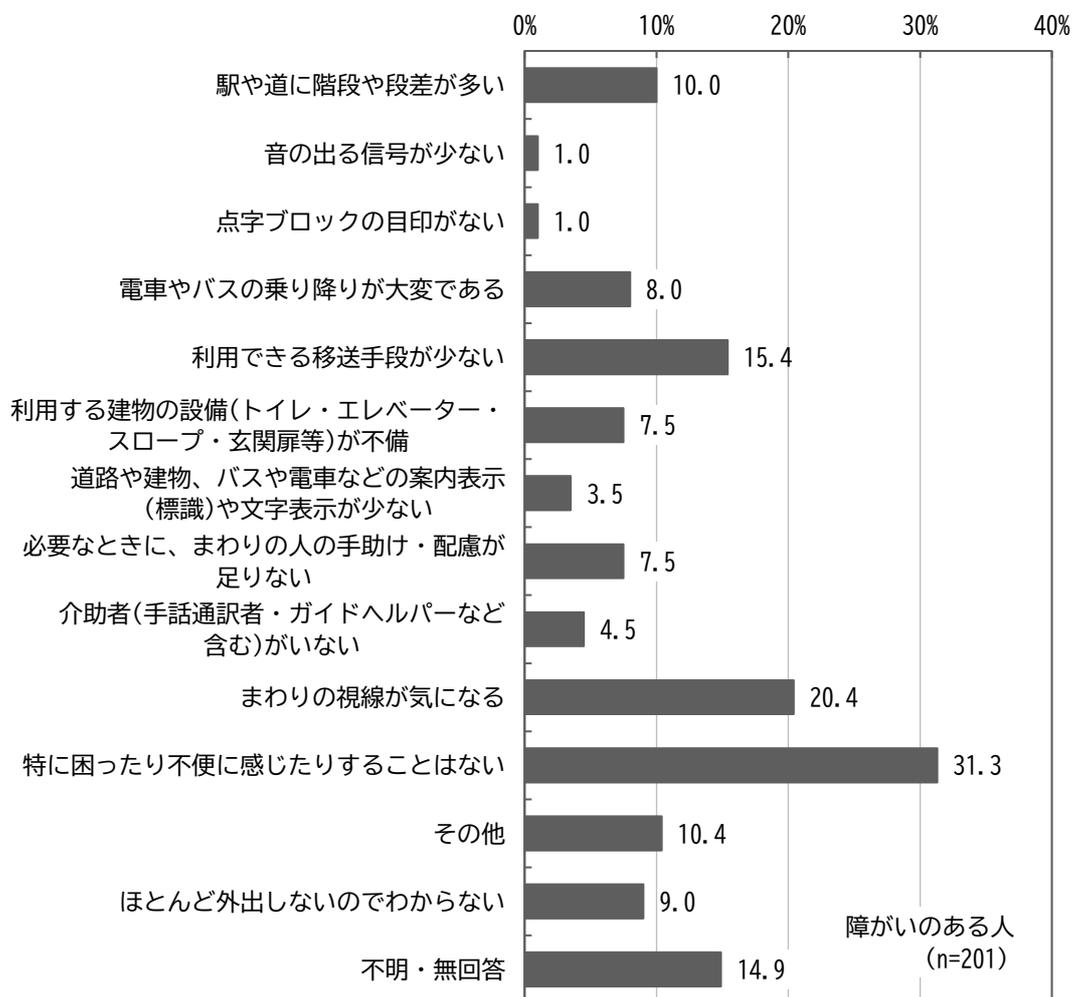


また、仕事をしている人のうち、現在の仕事に対する不安や不満についてみると、「特にない」が39.8%と最も高く、次いで「給料が少ない」が33.0%となっています。



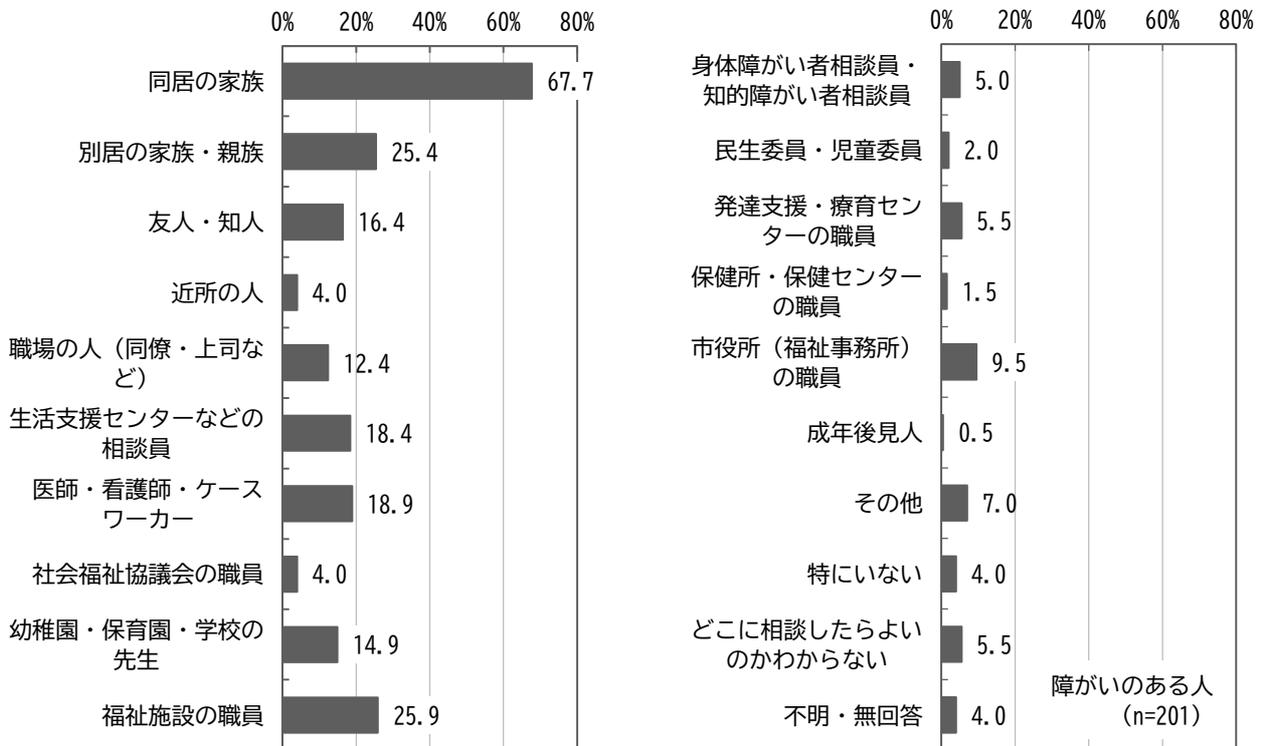
③外出について

外出した時に困ることについてみると、「特に困ったり不便に感じることはない」が31.3%と最も高く、次いで「まわりの視線が気になる」が20.4%となっています。

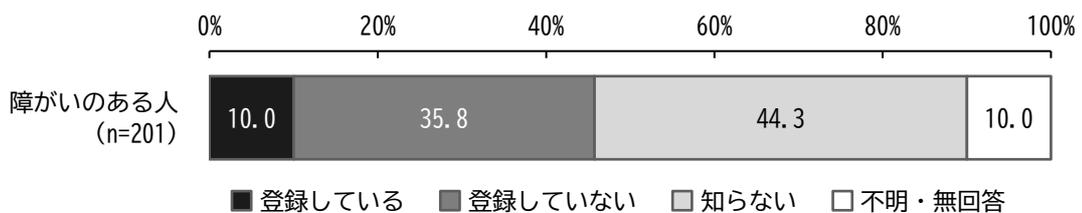


④困った時の対応について

困った時に相談する相手についてみると、「同居の家族」が67.7%と最も高く、次いで「福祉施設の職員」が25.9%となっています。



関市避難行動要支援者名簿への登録についてみると、「登録している」が10.0%、「登録していない」が35.8%、「知らない」が44.3%となっています。



8 ヒアリング調査結果

(1) ヒアリング調査の概要

本計画の策定にあたり、市内の障がいに係る当事者団体や障がい福祉サービス事業所の実態と今後の方向性を把握し、計画策定の基礎資料とするため、ヒアリング調査を実施しました。

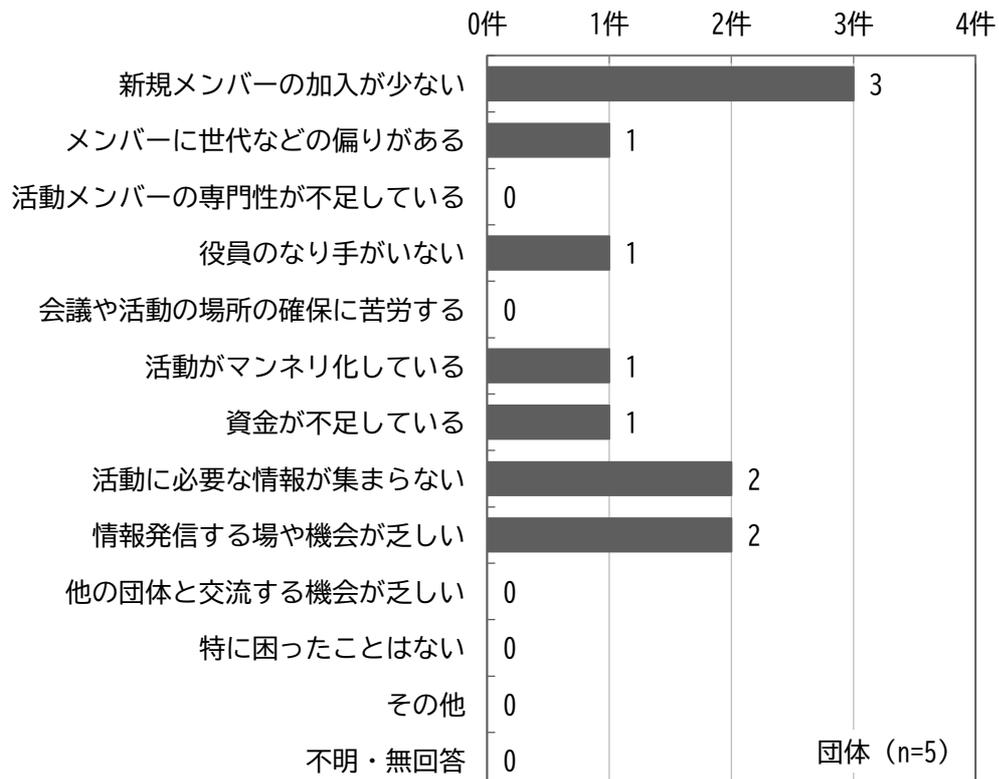
■ヒアリング調査の概要

回答団体	実施時期	実施方法
市内の障がいに係る 当事者団体 5団体	令和5年9月4日～9月17日	郵送による 配布・回収
市内の障がい福祉サービス 提供事業所 36法人 ※事業所ごとに頂いた回答は、 法人でまとめました。	令和5年8月9日～8月31日	郵送による 配布・回収

(2) ヒアリング調査結果のまとめ

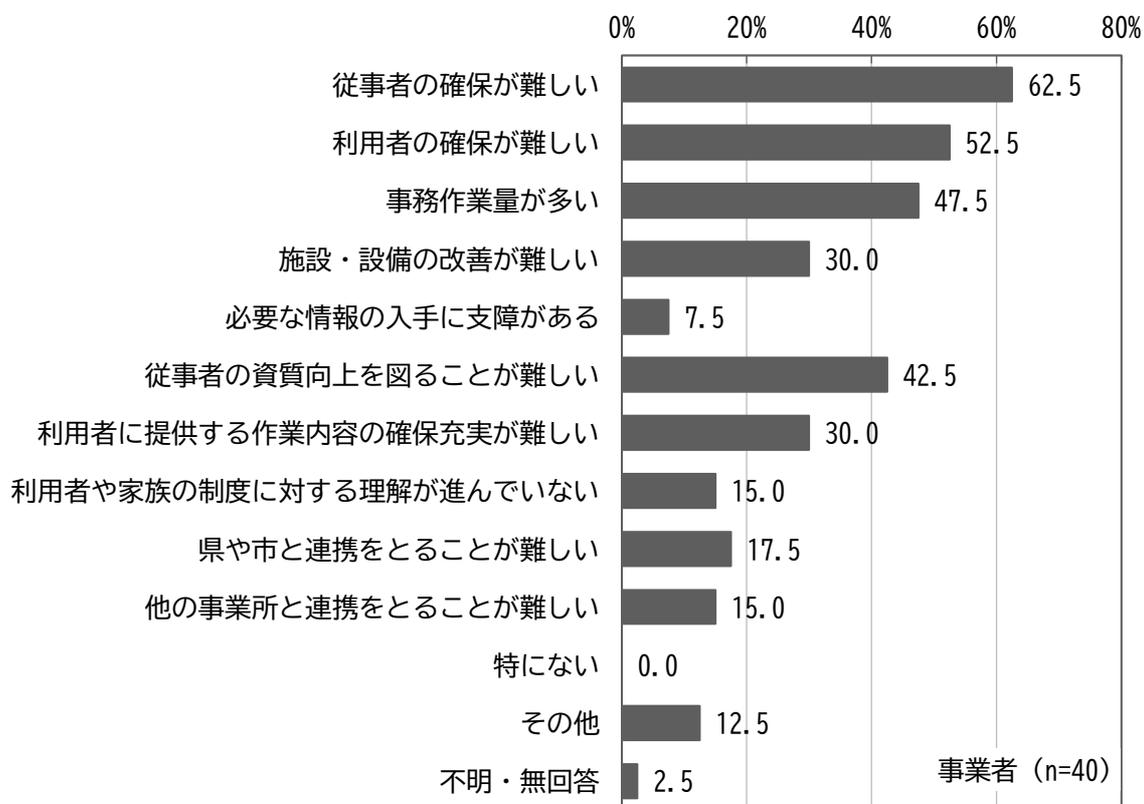
①当事者団体の活動について

当事者団体の活動上の課題についてみると、「新規メンバーの加入が少ない」が最も多くなっています。

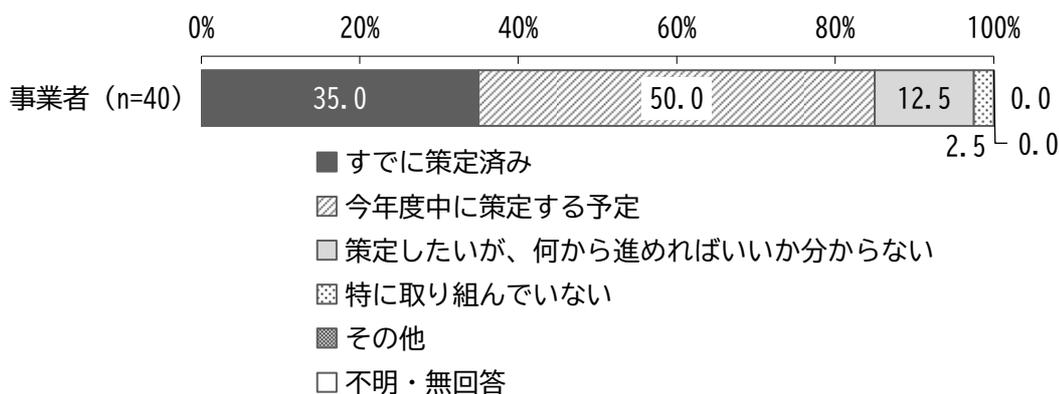


②サービス提供事業所の運営について

円滑な事業運営を進めていく上で問題を感じることは、「従業員の確保が難しい」が62.5%と最も高く、次いで「利用者の確保が難しい」が52.5%となっています。



また、事業所におけるBCP（事業継続計画）策定の取組状況は、「今年度中に策定する予定」が50.0%と最も高く、次いで「すでに策定済み」が35.0%となっています。なお、「策定したいが、何から進めればいいのか分からない」が12.5%となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市では「第2期関市障がい者計画」において、「障がいの有無に関わらず 支えあってしあわせを実現できるまち せきし」を基本理念とし、障がい福祉施策を推進してきました。

本市が令和2年に策定した「第4期関市地域福祉計画」では「だれもが認めあい、交わりあうまち（共生）」「だれもが関わりあい、学びあうまち（主体性）」「だれもが気づかい、支えあうまち（協働）」を基本理念として掲げています。

本計画では、国の動きや本市の状況、方向性を踏まえ、今後より一層、本市が障がいのある人もない人も主体性を持ち、互いに協働することによって地域で共生できるまちとなるよう、本計画の基本理念を「障がいのある人もない人も つながりあい 支えあい みんなの居場所となる共生のまち せきし」とし、障がい福祉施策を推進します。

障がいのある人もない人も つながりあい 支えあい
みんなの居場所となる共生のまち せきし



2 計画の基本的な視点

(1) 障がいのある人の意見と自己決定の尊重

障がい福祉施策を障がいのある人にとって真に意味のあるものとするため、施策の決定や推進にあたっては、障がいのある人を自らの意思により社会参加する主体とし、意見を広く把握します。

また、障がいのある人が意思表示や自己決定を円滑に行えるよう、コミュニケーションに対する支援や相談支援を行い、障がいのある人が活動しやすい環境を整えます。

(2) 障がいの特性に応じた支援

制度改正により、「障がいのある人（障がい者）」の範囲は拡大され、制度の狭間は埋められつつあります。しかし、個々のニーズは多様であり、障がいのある人が地域で安心して暮らしていくには、それぞれの障がいや年齢、性別、健康状態などを踏まえた適切な支援が必要です。障がいや個々のニーズにきめ細かく対応できるよう、障がい特性に応じた必要な支援を把握し、サービス提供にあたります。

また、知的障がいや精神障がい、難病、発達障がい、内部障がい等、外見からはわかりにくい障がいや広く知られていない障がい、医療的ケアを必要とする人などに対しては、市民の理解を促進し、適切な支援や差別の解消につなげます。

(3) あらゆる差別の解消と地域における社会参加の支援

障がいのある人が住み慣れた場所で安心して生活するためには、行政だけでなく地域に暮らす市民の理解や協力が不可欠です。障がいについての適切な知識と理解を深められるよう、学校や地域における福祉教育やイベント等を通じて、啓発を行います。

また、あらゆる場合において社会的障壁をなくし、障がいの有無に関わらず多様な参加・参画機会を確保することで、障がいのある人の地域における自立した生活や生きがいづくり、社会参加を支援し、個々の能力や適性に応じて就労できる環境づくりに努めます。

(4) ライフステージに応じた包括的な支援

障がいのある人が乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じて安心して暮らせるようライフステージにあった支援を実施します。そのために、保健・医療・福祉・介護・教育・就労等、障がいのある人の支援に関わるさまざまな分野が垣根を越えて連携し、障がいのある人が切れ目なく支援を受けられる体制を構築します。

3 計画の基本方針

(1) 地域共生の促進

障がいの有無に関わらず、だれもが共生できる社会を実現するため、障がいに対する理解や交流の促進、ボランティア活動の充実を図ります。

また、障がいのある人が生きがいを持って暮らせるようなスポーツや文化活動の機会を提供します。

(2) 療育・教育の推進

健康診査等を通じた障がいのある子どもの早期発見、医療的ケアを必要とする子どもの実態把握などを通して、適切な支援や療育へとつなげます。

また、障がいのある子どもの個性や能力に合わせた教育体制の整備を図るとともに、障がいのある子どもとない子どもがともに成長できるよう、交流事業を推進します。

(3) 福祉サービスの充実

障がいのある人の自宅での生活や日中活動、外出を支援するため、相談支援を通じて一人ひとりの障がい特性やニーズを把握し、それぞれに応じたきめ細かい支援を提供します。また、経済的な助成により障がいのある人や、ヤングケアラーを始めとする障がいのある人の家族の生活を支援します。

(4) 保健・医療の充実

障がいの要因となる疾病を未然に防ぐとともに、重度化に歯止めをかけるため、健康診査や健康教育等を実施します。

また、障がいのある人が地域で安心して医療を受けられる体制を整備します。

(5) 生活環境の整備

障がいのある人の地域活動を促進するため、道路や施設等のバリアフリー化や移動に関する支援、情報アクセシビリティの推進、意思伝達に関する支援を推進します。また、地域で安心して暮らしていくために災害や犯罪への対策や権利擁護施策を推進します。

(6) 雇用促進と就労支援

障がいのある人の社会参加や自立を促進するため、障がい特性に応じた雇用環境の充実を図ります。また、市内企業の障がいに対する理解促進を図ります。

4 施策体系



第4章 施策の方向

1 地域共生の促進

1-1 啓発・広報活動の推進

現状・課題

平成27年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「誰一人取り残さない」という理念が掲げられています。

令和5年度に実施した障がい福祉に関するアンケート調査（以下、「アンケート」という。）によると、本市においては68.9%の人が障がいのある人の福祉について『関心がある』と回答しています。一方で、26.9%の人が、本市では障がいのある人に対して障がいを理由とした差別が『ある』と感じており、特に「仕事や賃金」「まちなかでの視線」「交通機関や建築物の構造」などの場面で差別を感じると回答しています。

障がいの有無に関わらず、相互に尊重し合える社会となるよう、市民一人ひとりの障がいや障がいのある人に関する正しい理解を深めていく必要があります。

施策の推進方向

- さまざまな媒体を通じて、障がいに対する市民の理解促進を図ります。
- 見た目からはわかりにくい障がいや理解が進んでいない障がいなど、さまざまな障がいについての知識を普及・啓発します。



主な事業

	事業名	事業内容	担当課
1	各種広報媒体を活用した啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○「広報せき」や「社協だより」、広報番組等を活用し、市民に対する障がいの理解を促進します。また、広報紙の記載内容について充実を図ります。 ○SNSを活用し、他機関との協働、地域づくり等の活動紹介や、障がいに理解を促す発信を行います。 	企画広報課 社会福祉協議会
2	障害者週間の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者週間に啓発グッズの配布、街頭啓発等を通じて啓発活動を行います。 	福祉政策課
3	障がいの理解を促進する啓発活動及び講演会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙やホームページを活用した啓発活動を実施します。 ○心の病に関する講演会の開催など、周知・啓発を行います。 	福祉政策課 市民健康課



1-2 地域、家庭、学校の福祉教育の推進

現状・課題

令和5年3月に閣議決定された第5次障害者基本計画では、学校の教育活動全体を通じて、異なる学校間の交流や共同学習の事例等に関する情報収集や周知を行い、一層の推進を図ることが方向性として示されています。

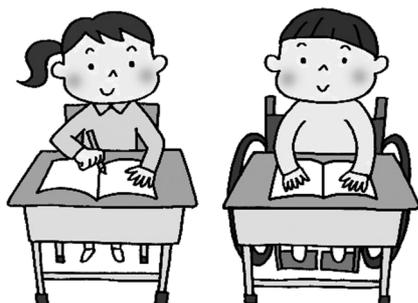
アンケートによると、本市では、障がいのある人の理解を深めるために必要なこととして、半数以上の人々が「小中学校における障がいのある人に関する教育や交流事業」と回答しています。また、障がいのある人にかかわるボランティア活動について、『知っている』が32.2%、『知らない』が65.8%となっており、66.5%の人が障がいのある人にかかわるボランティア活動に『興味がある』と回答しています。

障がいのある人とない人が地域でともに暮らしていくには、障がいへの理解を深めるための学校や地域における福祉教育や、障がいのある人とない人との交流機会の拡大が重要です。

学校や地域における福祉教育を通じて、広く市民に対して障がいの理解促進を図るとともに、障がいのある人との交流や支援に関心がある市民をボランティア活動の参加等へとつなげていくことが大切です。

施策の推進方向

- 学校間・地域との連携や多様な手段を通じて、市内の学校における福祉教育の充実を図ります。
- さまざまな機会を設け、地域・家庭への福祉教育を推進します。
- ボランティア活動の周知や支援体制の強化により、ボランティア活動の活性化を図ります。



主な事業

	事業名	事業内容	担当課
1	学校における福祉教育の推進	<p>○市内すべての小中学校、高等学校、特別支援学校を福祉教育推進校に指定し、地域と連携した福祉教育を展開するとともに、各教科や総合的な学習の時間等での福祉教育を行います。</p> <p>○市内の学校教育における通常学級と特別支援学級の交流及び共同学習の事例を収集し、情報誌の作成、周知・啓発を行います。</p> <p>○軽スポーツなどの活動を通して、特別支援学級とその他の学級との交流や、特別支援学校での居住地交流活動により、児童・生徒同士が交流し、相互の理解を深められる機会を設けます。</p> <p>○福祉教育推進校における教育内容を「福祉教育連絡会」で報告、共有します。</p>	学校教育課 社会福祉協議会
2	地域・家庭における福祉教育の実施	<p>○団体や企業が地域と共同実施する福祉教育活動を支援します。</p> <p>○障がいのある人を講師とした講座の開催や、公民館等で実施する文化事業を通じて福祉教育を推進します。</p> <p>○障がいのある人への理解を深めるため、イベント等での障がいのある人の疑似体験ができる場を設けます。</p>	学校教育課 社会福祉協議会
3	若年者ボランティアの参加促進	<p>○児童・生徒がボランティア活動に関心が持てるよう、ボランティア学習を推進します。</p> <p>○福祉教育やボランティア活動の成果を授業やイベント等で校内や地域に向けて発表する機会を設け、ボランティア活動への継続的な参加へとつなげます。</p> <p>○授業やイベント等での発表の機会から、児童・生徒の福祉教育やボランティア活動の成果を把握し、児童・生徒が地域と連携してボランティアに継続して参加できる仕組みを構築します。</p>	学校教育課 社会福祉協議会

	事業名	事業内容	担当課
4	ボランティアセンターの充実	<p>○ボランティアセンターや市民活動センターの登録団体への活動支援や相談を行うとともに、支援する職員の資質向上を図るため、障がいに関する研修への参加を促進を実施します。</p> <p>○ボランティアセンターと市民活動センターが役割や機能を分担するとともに、情報共有を強化し、連携体制を構築します。</p> <p>○インターネットでの登録体制の整備等、ボランティア登録制度の見直しを行うとともに、パンフレットの作成・配布などにより、ボランティア活動者や団体の拡充を図ります。</p>	市民協働課 社会福祉協議会
5	ボランティア講座の開催	<p>○手話、点字、要約筆記、音訳等の専門技術を持つボランティアを養成するため、「広報せき」、「社協だより」、SNSを活用し、ボランティア講座の開催及び県の講座等への参加を促進します。</p> <p>○保健所と連携し、民間企業でのゲートキーパー養成講座を実施し、心の健康に関するボランティアの育成を支援します。</p> <p>○ボランティア講座修了後にボランティアグループへの参加を促し、継続的なボランティアとしての活躍を支援します。</p> <p>○市内の企業において福祉やボランティアに関する学習を実施する際に、講師の紹介等を行います。</p>	社会福祉協議会 市民健康課



1-3 交流・ふれあいの場の充実

現状・課題

第5次障害者基本計画の基本理念では、「障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去する」という文言が新たに追加されました。

アンケートによると、本市では、障がいのある人の理解を深めるためには、27.3%の人が「福祉施設の地域への解放や地域住民との交流」を、22.3%の人が「障がいのある人の地域のまちづくりへの参画」が必要であると回答しています。

当事者団体へのヒアリングによると、団体の課題として「新規メンバーの加入が少ない」が多く挙げられており、イベント等を通じた地域との交流が求められます。

障がいのある人とふれあうことは、障がい特性や障がいのある人の考えや必要な支援を知ることにつながり、障がいの正しい理解、社会的障壁の除去においてとても重要です。また、障がいのある人同士が交流できる機会を維持・拡充するとともに、当事者団体の活動支援、市民を巻き込んだ交流の促進が必要となっています。

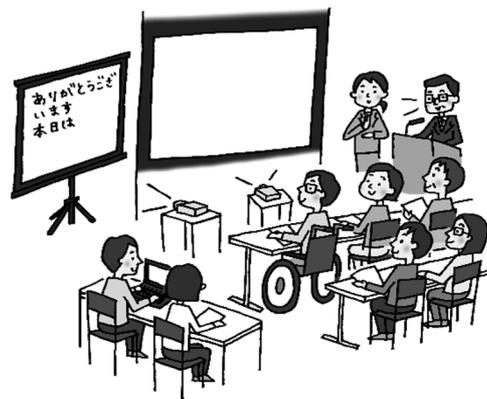
施策の推進方向

- 当事者団体の活動を支援するとともに、当事者団体同士の情報交換や交流を促進します。
- 障がいの有無に関わらず、市民が交流できる機会を充実します。



主な事業

	事業名	事業内容	担当課
1	障がい者団体への活動支援	○障がい者団体の活動を支援し、障がいのある人が地域で暮らしやすい環境を整えます。	福祉政策課 社会福祉協議会
2	障がい者同士の交流の促進	○障がいのある人が集える場として、「障がい者のつどい事業」や「障がい者サロン」を実施します。 ○障がい者の相談機関に広報を行うことで、交流を求める人が情報を入手できる仕組みを整備します。	福祉政策課 社会福祉協議会
3	イベントを通じた交流の促進	○健康福祉フェスティバルやスポーツイベント、文化活動等を通じて、障がいの有無に関わらない交流を推進します。 ○移動支援やコミュニケーション支援等の「合理的配慮」を行います。 ○県や広域で行われるイベントも含め、情報提供体制を強化します。	福祉政策課



1-4 スポーツ、文化活動等の社会参加の振興

現状・課題

平成 30 年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされています。また、第 5 次障害者基本計画において、劇場・音楽堂等や博物館などの地域の文化施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を推進し、文化施設へのアクセシビリティの向上を支援することと示されています。

本市では、障がいのある人が参加できる軽スポーツや身体障がい者ボウリング大会の実施等、スポーツ参加の機会を提供しています。また、障がいのある人の作品を披露する場として、「ふれあい作品展」「SEKIいきいきフェスタ」を実施しています。

ヒアリングによると、スポーツや文化活動等について、障がいの有無に関わらず参加できるイベントや、日常で気軽に参加できる機会、参加の支援と促進などが求められています。

障がいのある人が積極的にスポーツや文化芸術活動等に参加できるような機会を充実するとともに、参加しやすい体制、成果を発表する場等の整備が必要です。

また、令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。関市立図書館では、今後もさらに、障がいの有無に関わらず読書に親しむことのできる読書環境の整備を進めていくことが求められます。

施策の推進方向

- 障がいのある人が参加できるスポーツや文化芸術活動、生涯学習等の実施やイベント等の開催を支援するとともに、参加のための移動支援やコミュニケーション支援を充実します。
- 障がいのある人の作品を展示するイベント等を引き続き実施するとともに、さまざまな人と交流しながら作品を制作できる場の提供についても検討します。

主な事業

	事業名	事業内容	担当課
1	障がい者の学習機会の拡充	<p>○障がいのある人が生涯学習講座等に参加する際に介助ボランティアを派遣等し、学習機会の拡充を図ります。</p> <p>○障がいのある人が参加しやすいよう、講座等の内容を充実します。</p> <p>○文化施設等において、障がいのある人が安心して活動できる環境を整備します。</p>	生涯学習課 文化課 社会福祉協議会
2	日常的なスポーツの機会の充実	<p>○障がいの有無に関係なく参加できる軽スポーツやボウリング教室の開催及び軽スポーツ用具の貸し出しを行います。</p>	福祉政策課 スポーツ推進課
3	文化芸術活動発表の場の提供	<p>○「ふれあい作品展」や「SEKIいきいきフェスタ」、各地区の文化祭等で、絵画や書道等の作品を募集し、展示します。</p> <p>○障がいの有無に関わらず、だれもが作品等の制作ができる場を提供します。</p>	福祉政策課 生涯学習課 文化課
4	読書環境の充実	<p>○大活字本や録音図書、点字図書等の充実、対面朗読や音訳資料の配送サービスの充実、筆談アプリやコミュニケーションボードの活用を図り、障がいのある人の図書館の利用を促進します。</p> <p>○電子図書館の利用を促進します。</p>	生涯学習課



2 療育・教育の推進

2-1 障がいの早期発見と療育支援の推進

現状・課題

令和5年に施行された「こども基本法」は、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。障がいのある子どもについても、障がいを早期に発見し、希望する支援を適切に受けられる体制整備が求められます。

また、令和3年に「医療的ケア児支援法」が施行され、日常的に医療的ケアを必要とする子どもが平等に保育・教育が受けるための支援環境の整備や関係機関等との連携、地域が一体となった支援等が求められています。

本市では、妊婦健康診査や乳幼児健康診査、家庭訪問等を通じて障がいのある子どもの早期発見・早期療育を図るとともに、市内に設置された児童発達支援事業施設で障がいのある子どもや保護者へのさまざまな支援を行っています。

障がいのある子どもと保護者が地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関が連携し、それぞれの障がい特性に合った切れ目のないきめ細やかな支援を行う必要があります。

施策の推進方向

- 各種健康診査や家庭訪問、相談機会の提供により、障がいの早期発見・早期療育を図ります。
- 乳幼児の保護者の心情に配慮しつつ、気軽に子どもの発達について相談できる体制整備に取り組めます。
- 多様な障がい特性や保護者の悩みに対応できるよう、職員の資質向上等、障がい児保育の充実を図ります。
- 地域の障がいのある子どもを支援する総合的な機関として、児童発達支援事業施設の機能の充実と、関係機関との連携強化に取り組めます。
- 障がいのある子どもが必要とするサービスを提供します。
- 発達障がいに対する理解を促進します。

主な事業

	事業名	事業内容	担当課
1	妊婦健康診査・乳幼児健康診査の実施	<p>○妊婦と胎児の異常を早期に発見し、適正な保健指導につなげるため、妊婦健康診査を実施します。</p> <p>○子どもの成長に合わせ、定期的な健康診査を実施し、発達状況の確認を行います。発達の偏りや遅れがある子どもに対しては、子どもの特性を保護者に伝え、具体的な関わり方の工夫を指導する等、早期の療育へとつなげます。</p>	市民健康課
2	妊娠期から子育て期への切れ目のない支援体制の実施	<p>○母子保健と児童福祉の両部門が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」において、全ての妊産婦、子育て世帯へ切れ目ない支援を行います。</p> <p>○医療機関と連携して、未婚や若年、高齢、心身の健康に不安がある要支援妊婦等を早期に把握し、支援します。</p>	市民健康課 子ども家庭課
3	家庭訪問事業の充実	<p>○生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師、助産師が訪問します。</p> <p>○要支援妊婦や未熟児、健康診査未受診者等の訪問を実施し、状況把握、関係機関との情報共有に努め、必要な支援を行います。</p> <p>○利用者支援専門員による家庭訪問を行い、子育て期の見守り体制を構築します。</p>	市民健康課
4	子育て相談体制の充実	<p>○妊婦健康診査や乳幼児健康診査、家庭訪問、プレママ教室、療育相談、心身障がい者（児）総合相談等を通じて子育ての相談に応じ、支援が必要な子どもの早期発見・早期療育を図ります。</p>	市民健康課 福祉政策課
5	養育支援訪問事業の実施	<p>○妊娠期から子育て期において、支援が必要な家庭に相談員や保健師・助産師等が訪問し、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。</p>	子ども家庭課 市民健康課
6	関係機関との連携による総合的な相談の充実	<p>○重層的支援体制整備事業のもと、関係機関と連携し、切れ目のない支援や各専門機関へのつなぎ等、総合的な相談指導の充実を図ります。</p> <p>○各機関が作成している情報を整理し、取りまとめた「サポートブック（仮）」を作成し、情報共有を行うことで、市の実態に合わせた切れ目のない支援を提供します。</p>	福祉政策課 子ども家庭課

	事業名	事業内容	担当課
7	保育所等訪問支援の推進	○支援の必要な子どもが保育所等での集団生活に適應できるよう、療育機関の職員が保育所等を訪問し、専門的な支援を行います。	子ども家庭課
8	障がい児保育の充実	○保育所における支援の必要な子どもの受け入れを促進し、障がいの有無に関わらず子どもが育つ環境づくりを進めます。 ○支援の必要な子どもの受け入れ体制充実のため、関係機関と協議の上、看護師等の配置を検討します。 ○子どもの発達段階に配慮した、きめ細やかな保育を行います。 ○民間保育所での受け入れがスムーズに実施できるよう、加配保育士配置のための財政的な支援や、保育士の研修等を実施します。	子ども家庭課
9	人材の育成	○障がいに関わる専門的知識を持つ職員を確保・育成し、保育所や児童発達支援事業施設における質の高いサービス提供とゆとりある療育環境を整備します。 ○指導員の資質向上のため、研究会等への参加を促進します。	福祉政策課 子ども家庭課
10	職員の処遇改善	○保育士、相談員、指導員の働く環境を整え、処遇改善を進めます。	秘書課
11	児童発達支援の実施	○市内3か所の児童発達支援事業施設を通所利用している支援の必要な子どもやその家族を支援します。 ○通所利用していない地域の障がいのある子ども等の相談支援や、支援の必要な子どもに関わる施設等への助言を行います。 ○保育所等と連携し、定期的に訪問を行うことで通所が必要な子どもを早期に発見し、療育へとつなげます。	子ども家庭課
12	発達障がいに対する知識の普及	○児童発達支援事業施設を通所利用している支援の必要な子どもや、かつて利用していた子どもの保護者に対して、発達障がいの知識を普及するための学習会を開催します。 ○市内各所での普及活動への取組状況を把握し、市民向けに紹介・周知を行います。 ○関係機関同士での学びの共有の場を設置し、市全体としての普及へとつなげます。 ○県等が開催する研修会等の紹介・周知を行います。	子ども家庭課

	事業名	事業内容	担当課
13	医療的ケア児等への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケアを必要とする子どもの実態把握と対応を検討します。 ○医療的ケアに関する相談体制を充実します。 ○保健・医療・福祉・保育・教育などの関係機関と連携し、包括的支援を提供できるよう協議を行います。 	市民健康課 福祉政策課 子ども家庭課 学校教育課



2-2 障がいの多様化に対応した教育の推進

現状・課題

障がいのある子どもがのびのびと成長していくには、障がいの状況や発達段階に応じたきめ細やかな教育が必要となります。

アンケートによると、障がいのある児童・生徒の教育に必要なこととして、「児童・生徒の個々のニーズに応じた学習指導の充実」が最も多く挙げられています。

ヒアリングによると、子どもや障がいの特性に応じた支援が求められています。

また、第5次障害者基本計画では、病気の状態により学校に通うことが困難な病気療養児の支援充実のため、ICTを活用した学習機会の確保を促進する方向性が新たに盛り込まれています。

障がいのある児童・生徒の個性や能力が発揮されるよう、それぞれの障がい特性やニーズに応じた教育や支援を受けられる体制整備が求められます。

施策の推進方向

- 障がいの状況や教育ニーズに応じた教育環境が提供できるよう、適切な就学指導の実施や、専門性のある職員の配置、バリアフリー化の推進を行うとともに、関係機関との連携を図り、特別支援教育を充実します。
- 可能な限り障がいの有無で分け隔てられることない教育を実施できるよう、特別支援学級・特別支援学校と通常学級との交流を促進します。
- 障がいのある子どもが必要とするサービスを提供します。



主な事業

	事業名	事業内容	担当課
1	個々の特性に応じた就学指導の実施	<p>○保育所や療育機関と連携し、就学相談、指導体制を充実するとともに、就学指導委員会の実施により障がいの種類や程度に応じた就学へとつなげます。</p> <p>○特別支援教育指導員による学校訪問において、児童・生徒の実態把握、関係機関での情報共有などに努め、きめ細やかな就学支援を行います。</p> <p>○園から保護者への情報提供と相談を充実し、早期からの支援と就学へとつなげます。</p> <p>○病気の状態により学校に通うことが困難な病気療養児等に向け、ICTを活用した学習機会の確保を促進します。</p>	学校教育課
2	学校におけるバリアフリー化の推進	<p>○障がいのある子どもが安心して学校生活を送れるよう、校内のソフト面・ハード面でのバリアフリー化を進めます。</p>	教育総務課
3	特別支援教育の充実	<p>○一人ひとりの教育的ニーズを把握し、自立や社会参加を進めるための力を養う教育を行います。</p> <p>○生活支援等の必要性に応じて、特別教育アシスタントを配置します。</p>	学校教育課
4	特別支援教育就学奨励事業の実施	<p>○特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、必要経費の一部を給付します。</p>	学校教育課
5	特別支援学校体験入学	<p>○保護者や子ども自身の理解・納得のもと、特別支援学校に就学できるよう、保護者や子どもの見学等を促し、関心・理解の向上を図ります。</p>	学校教育課
6	障がい児相談支援の推進	<p>○障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）の利用にあたって、利用計画を作成します。</p> <p>○障がい児通所支援開始後にモニタリングを行い、利用状況の検証、見直しを行います。</p>	福祉政策課
7	障がい児通所支援の充実	<p>○事業所等と連携し、各種サービスの利用を促進します。</p> <p>○放課後や夏休み等の長期休業中に、学校に通う障がいのある児童・生徒に対して、生活能力向上のための訓練等を提供するとともに、放課後の居場所づくりを行います。</p>	福祉政策課

3 福祉サービスの充実

3-1 生活支援の充実

現状・課題

障がいのある人が円滑に日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズに応じて多様なサービスを提供する必要があります。

本市では、障がい福祉サービス利用にあたって、「サービス等利用計画」を作成し、障がいの状況等に応じたサービスを提供しています。また、市独自のサービスも必要に応じて提供しています。

アンケートによると、障がいのある人が住みよいまちづくりに必要だと考えられていることとして、「障がいのある人が在宅での生活がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスを充実する」が42.8%と、最も高くなっています。

また、第5次障害者基本計画において、強度行動障がい有者者の支援体制の整備についての記載が新たに追加されました。

ヒアリングでは、強度行動障がいの利用者があるサービス提供事業者の課題として職員の不足や負担が挙げられています。

障がいのある人やその家族が、その障がい特性にあったサービスを受け、地域で暮らし続けられるよう、ニーズを把握し、的確にサービスを提供することが大切です。

施策の推進方向

○障がいのある人やその家族等の意向や状況を把握し、在宅生活や日中活動、地域生活への移行を支援するサービスを提供します。

主な事業

	事業名	事業内容	担当課
1	訪問系サービスの実施	○障がいのある人の在宅生活を支える、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービス提供を支援します。	福祉政策課
2	日中活動系サービスの実施	○障がいのある人の日中活動を促進する、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型・医療型）のサービス提供を支援します。	福祉政策課

	事業名	事業内容	担当課
3	居住系サービスの実施	○障がいのある人の施設等での生活を支える、施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）のサービス提供を支援します。	福祉政策課
4	補装具の給付・修理、日常生活用具の給付	○身体障がいのある人の日常生活を支援するため、補装具の給付や修理を行います。 ○重度の障がいのある人の生活を円滑にするため、各種日常生活用具を給付するとともに、給付用具の給付を行います。	福祉政策課
5	訪問入浴事業の実施	○自宅での入浴が困難な人を訪問し、専用の浴槽での入浴サービスを提供します。	福祉政策課
6	地域移行支援・地域定着支援の実施	○障害者支援施設に入所している人、または精神科に長期入院している人に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための相談や支援を行う、地域移行支援を実施します。 ○施設・病院から退所・退院した障がいのある人、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人、地域生活が不安定な障がいのある人等に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談や支援を行う、地域定着支援を実施します。	福祉政策課
7	地域生活支援拠点の整備	○障がいのある人が安心して地域で暮らし続けられるよう、中濃圏域の市町村が、複数の事業者で機能を分担して面的に地域生活支援拠点を整備します。	福祉政策課
8	生活支援の充実のための普及・啓発	○市内の障がい福祉サービスを提供する事業所を増やし、支援を充実させるため、障がい福祉に関心のある法人を把握し、情報提供を行います。	福祉政策課
9	強度行動障がい児者への支援	○福祉サービス提供事業者と連携し、研修等を実施することで、強度行動障がい児者が各種福祉サービス等を利用しやすい支援体制を整備します。	福祉政策課
10	人材の育成・確保	○福祉サービス提供事業者と連携し、人材の育成・確保のための研修等を実施します。	福祉政策課

3-2 相談機能の強化と情報提供の充実

現状・課題

障がいのある人が身近な地域で相談支援を受けられ、また、自らの意思により適切なサービスを利用できるよう、総合的かつ専門的な相談支援体制の整備が求められています。

また、第5次障害者基本計画においては、相談や障がい福祉サービス等に関する情報提供を通じたヤングケアラーを始めとする障がい者の家族支援について、新たに盛り込まれています。

アンケートによると、障がいのある人が困った時に相談する相手として「同居の家族」が67.7%と最も高く、公的機関の窓口の利用は少ない状況です。相談窓口等を広く周知するとともに、家族を支援する体制構築が必要です。

情報提供体制については、令和4年5月に「情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法」が施行され第5次障害者基本計画にも方向性が盛り込まれています。障がいの有無に関わらず、分け隔てなく情報を入手できる環境を整備する必要があります。

施策の推進方向

- 相談窓口の周知や相談体制の柔軟化、相談方法の充実により、障がいについて気軽に相談ができる環境を整備し、障がいのある人やその家族の思いに寄り添った意思決定支援に努めます。
- 保健・医療・福祉等、障がいのある人の支援に関わる機関が連携を密にし、相談支援体制を強化します。
- 難病患者等が必要な障がい福祉サービスを利用できるよう、制度の周知や相談支援体制の整備を図ります。
- 障がいのある人が必要な相談支援やサービスを利用できるよう、障がいの有無に関わらず、入手しやすい情報提供に努めます。



主な事業

	事業名	事業内容	担当課
1	障がい者やその家族に対する相談支援体制の充実	<p>○障害者相談支援事業において、障がい種別に関わらず相談に応じる総合的な相談窓口を設置するとともに、行政や関係機関との連携により相談機能やマネジメント機能を強化します。</p> <p>○相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを整備します。</p> <p>○「関市障がい者総合支援協議会」での情報共有により、質の高い相談支援事業が実施できるよう図ります。</p> <p>○心身障がい者（児）総合相談を実施し、気軽に相談できる体制を整備します。</p> <p>○基幹相談支援センターや障がい福祉サービス等事業所との連携のもと、ヤングケアラーを始めとする障がい者の家族を支援するために必要な相談体制を構築します。</p>	福祉政策課
2	各機関の連携と情報アクセシビリティの推進	<p>○市民が身近な地域で福祉に関する相談ができ、情報が受けとれるよう、体制の整備と連携の強化を進めます。</p> <p>○市からの情報発信の際には、障がいのある人や高齢者等に配慮した情報提供を心がけます。</p> <p>○「せきサイン計画」に基づき、だれもが理解でき、わかりやすいデザインの案内表示を計画的に整備します。</p> <p>○広報紙やホームページについて、文字のフォントや色彩などに配慮し、障がいのある人にも見やすくわかりやすい情報提供を行います。</p>	企画広報課 高齢福祉課 福祉政策課 都市計画課
3	難病患者へのサービス利用の周知	<p>○難病団体や保健所、医療機関と連携し、制度の周知を図ります。</p>	福祉政策課
4	難病ふれあい教室、難病患者医療等相談会への参加促進	<p>○県が実施する難病ふれあい教室や難病患者医療等相談会の情報を広報紙やチラシ等で発信し、市民の難病に対する関心や理解を高めます。</p>	福祉政策課

	事業名	事業内容	担当課
5	福祉のハンドブックの発行・周知	<p>○障がいのある人や子ども、高齢者など、すべての市民を対象とした各福祉分野のハンドブックを配布します。</p> <p>○広告付きガイドブックの作成や子育てに関する「せきっこすくすくナビ」の更新等を検討し、情報提供のさらなる充実を図ります。</p>	福祉政策課 高齢福祉課 子ども家庭課



3-3 生活安定のための経済的支援の充実

現状・課題

障がいのある人が安定した生計を立て、自立して暮らしていくには、障がいの程度や家族の状況に応じた経済的支援が必要です。

アンケートによると、障がいのある人が住みよいまちをつくるために必要な支援として、障がいのある人の27.3%が「障がいのある人に対する経済的な援助を拡大する」と回答しており、経済的支援を重要視する割合は、障がいのある人が、障がいのない人の約2.1倍となっています。

本市では国や県の制度に基づいた手当や年金の支給、税の減免に加え、市独自の割引制度等を実施しており、引き続き障がいのある人やその家族の経済的な負担を軽減するため、各制度を周知し、適切な利用につなげる必要があります。

施策の推進方向

○国や県の制度に基づいた手当や年金の支給、税の減免、市独自の割引制度等を実施します。

○国や県の動向を踏まえ、必要とする人が適切に各種手当や制度を利用できるよう周知・啓発を行います。

主な事業

	事業名	事業内容	担当課
1	障害児福祉手当の支給	○精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする在宅の障がいのある子どもに手当を支給します。 ○制度について、ホームページや広報紙を通して周知を図ります。	福祉政策課
2	特別障害者手当の支給	○身体または精神の重度の障がいが2つ以上重複するなど、日常生活で常時特別の介護を必要とする在宅で20歳以上の重度障がいのある人に手当を支給します。 ○制度について、ホームページや広報紙を通して周知を図ります。	福祉政策課
3	児童扶養手当の支給	○ひとり親家庭（父母が重度の障がいのある人である場合も含む）で、18歳に到達する年度末までの児童を養育している人に手当を支給します。 ○制度について、広報活動により周知を図ります。	子ども家庭課

	事業名	事業内容	担当課
4	関市重度心身障害児手当の支給	○身体障害者手帳1級、2級、3級、または療育手帳B1以上の交付を受けている20歳未満の児童を養育する人に手当を支給します。ただし、児童が福祉手当の対象となる場合は除きます。	子ども家庭課
5	特別児童扶養手当の支給	○身体または精神に障がいがある20歳未満の児童を監護、養育している父母または養育者に手当を支給します。 ○スムーズに手当の支給が行えるよう、関係課で連携を強化します。 ○制度について、広報活動により周知を図ります。	子ども家庭課
6	障害基礎年金の周知	○20歳以上で、国民年金法に定める程度の障がいがあり、20歳になる前にけがや病気で障がいのある人となった人及び国民年金に加入中にけがや病気で障がいのある人となった人（ただし、その障がいの初診日以前に、加入期間の3分の2以上の保険料を納めている人）に障害基礎年金を支給します。 ○制度について、広報活動により周知を図ります。	保険年金課
7	税の減免等の周知	○自動車税等の減免制度の周知を図ります。	税務課
8	各種割引、減免制度の実施	○鉄道・バス運賃や有料高速道路利用料、タクシー利用料、自家用車の燃料費、NHK受信料等、障がいのある人を対象とする各種割引・減免制度を周知します。	福祉政策課



4 保健・医療の充実

4-1 保健サービスの充実

現状・課題

生まれつきでない障がいの発生については、生活習慣や食生活、また、学校や職場でのストレス等が要因となることが多くあり、心身ともに健康な状態を維持することが重要です。令和4年に改正された「障害者総合支援法」では、精神障がいのある人のニーズにも応じた支援体制の整備の強化が示されています。

本市では各種健康診査や保健指導を実施しており、疾病等の予防や重度化防止に努めています。また、学校や職場、イベントを通じて、健康についての知識や理解を深める健康教育を実施しています。心の健康については、保健センターや学校に相談窓口を設置しています。

疾病を未然に防ぐため、市民の健康づくりの意識を啓発するとともに、多様な機会を通じて障がいの早期発見、適切な治療へとつなげていくことが大切です。

施策の推進方向

- さまざまな場や機会を通じた健康教育や各種健康診査の受診勧奨により、市民の健康づくりに対する意識や知識を高めます。
- 保健センターや学校に精神的なストレス等に関する相談窓口を継続して設置し、心の健康づくりを支援します。



主な事業

	事業名	事業内容	担当課
1	学校保健の充実	○子どものうちから規則正しい食生活や生活習慣を身につけるため、学校での健康診査・検診を実施し、中途障がい発生の未然防止を図ります。	学校教育課
2	健康診査の実施	○疾病を早期に発見し、保健指導や治療へとつなげるため、年齢に応じた健康診査・がん検診等の受診を促進します。	市民健康課
3	健康教育・健康相談の実施	○学校や職場、市民講座、イベント等を通じて健康教育を実施し、市民の心身の健康についての意識向上を図ります。 ○大学や企業と連携し、専門家による健康に関する講座を充実します。 ○健診結果等を踏まえ、状況に応じた医師や専門家による健康講演会、健康相談を実施します。 ○広報紙等で保健センターの活動について周知を行い、健康に関する相談拠点として、保健センターの認知、活用の促進を図ります。	学校教育課 生涯学習課 市民健康課
4	心の健康づくりの実施	○保健センターでの精神科医による「こころの相談」や心身障がい者（児）総合相談等により精神的な疾患の早期発見を図ります。 ○講演会や広報を通して、WEBを利用したセルフチェック（こころの体温計）の利用促進を図ります。 ○すべての学校に「心の相談員」の配置を検討し、子どもの精神的な悩みについて対応します。	市民健康課 福祉政策課 学校教育課

4-2 医療体制の充実

現状・課題

障がいのある人が地域で暮らしていくには、身近に必要な医療サービスやリハビリテーションを受けられることが大切です。

ヒアリングによると、サービス提供事業所と、医療機関の連携体制の整備が求められています。

保健・医療・福祉の各関係機関が連携し、障がいの状況に応じた適切な医療サービスを提供できる体制づくりが求められます。

施策の推進方向

○保健・医療・福祉機関の連携や情報共有により、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して利用できる地域医療体制の構築を図ります。

○障がいのある人が安心して医療を受けられるよう、医療費等の助成を行います。

主な事業

	事業名	事業内容	担当課
1	地域医療の充実	○地域医師会や市外医療機関、保健・福祉サービス提供事業所等と連携し、障がいのある人がかかりつけ医のもとで、住み慣れた地域で安心して医療サービスが受けられる体制を整備します。	市民健康課
2	各種医療費の助成の実施	○重度障がいのある人の医療費助成や精神科病院入院への助成を実施します。 ○自立支援医療（更生医療、育成医療、精神科通院医療）受診の際の医療費の支給、一部助成を行います。	福祉政策課



5 生活環境の整備

5-1 福祉のまちづくりの推進

現状・課題

障がいのある人の社会参加や地域生活への移行を促進するためには、道路や施設面でのバリアフリー化と、差別や偏見を解消する心のバリアフリー化の双方を進める必要があります。

令和3年に改正された「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」では、市町村による「心のバリアフリー」の推進に関する事項が盛り込まれました。

また、令和3年の「障害者差別解消法」改正により、令和6年4月から民間事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

本市では、市内の障がい者用の施設においてバリアフリー化を進めています。

ヒアリングによると、施設・道路のバリアフリー化が課題として挙げられています。

ハード・ソフトの両面から、障がいの有無に関わらずだれもが暮らしやすいまちづくりに取り組む必要があります。

施策の推進方向

- 障がいのある人や高齢者等、当事者の意見を踏まえながら、市内の施設や道路等のバリアフリー化を進めます。
- 障がいのある人の見守りや合理的配慮等を地域で実践し、障がいのある人にやさしい、福祉のまちづくりを進めます。



主な事業

	事業名	事業内容	担当課
1	道路・施設のバリアフリー化促進	<p>○バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に基づき、道路や公共施設の整備・改修を行います。</p> <p>○道路や公共施設の整備・改修について、障がいのある人や高齢者、子育て中の保護者などの意見が反映できる仕組みづくりを行います。</p>	都市計画課 土木課 管財課
2	障がい者等の見守り、安否確認活動の推進	<p>○民生委員・児童委員による障がいのある人等の安否確認や見守り活動等を推進します。</p> <p>○さまざまな組織・団体間の連携による見守りネットワークを強化します。</p>	福祉政策課 社会福祉協議会
3	地域福祉活動の推進	<p>○市民及び支部社会福祉協議会と協力して地域での見守りを行うなど、福祉のまちづくりを推進します。</p>	福祉政策課 社会福祉協議会
4	「合理的配慮」の提供体制整備	<p>○「障害者差別解消法」や国の基本方針等を踏まえ、「合理的配慮」についての事例収集や研究を進め、行政機関や企業、教育機関等で「合理的配慮」を実践できる体制を整備します。</p> <p>○障がいを理由とする差別の解消に向け、事業所や職員を対象として、さまざまな障がい特性に配慮したサポートの提供について研修等を実施します。</p>	福祉政策課を中心に全庁



5-2 移動支援の充実

現状・課題

障がいのある人が一人でも安心して外出できるよう、障がいの状況にあった多様な移動支援の提供が求められています。

アンケートでは、障がいのある人が外出する際に困ることとして、「利用できる移送手段が少ない」が15.4%挙げられています。

ヒアリングでは、まちづくりの課題として移動支援を求める意見が多く挙げられており、公共交通機関の利便性の向上や、移動支援の拡充を求める意見が挙げられました。

障がいのある人等のニーズを踏まえながら、民間事業所等との連携により移動手段を拡充することが求められています。

施策の推進方向

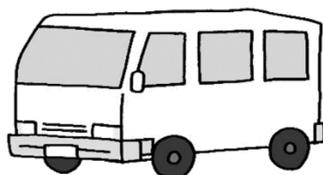
○障がいのある人の移動を円滑にする移動手段の拡充や、案内表示の充実等を図ります。

○移動支援に関する助成を実施します。



主な事業

	事業名	事業内容	担当課
1	福祉有償運送事業の充実	○福祉有償運送を実施する事業所を確保します。	福祉政策課
2	移動支援事業等の実施	○障がいのある人の同行援護や行動援護、移動支援等のサービス利用を促進します。 ○ねたきりの状態にある方及び常時車いすを必要とする方を対象に、福祉リフト付車両利用サービス事業や福祉車両貸出事業を実施します。	福祉政策課
3	移動に関する助成の実施	○障がいのある人が通院等外出を行う際のタクシー利用を助成します。 ○障がいのある人の運転免許取得・自動車改造の助成や介助用自動車購入等をする際の助成を行います。	福祉政策課
4	市内交通機関の充実	○市全体の交通政策のなかで費用対効果も考慮しつつ、より効率的な運行ができるよう、デマンドバス方式等さまざまな輸送モードの検討を行い、移動手段が必要な市民への対応を図ります。 ○コミュニティバスのノンステップ型バスの導入に努めます。また、民間交通事業所に対してノンステップ型車両の導入等を促します。 ○車いす利用者が安心して巡回バスを利用できるよう、運転手を対象にした介助方法等の研修を行います。 ○公共交通機関が障がいのある人等にとって利用しやすいものになるよう、当事者意見を踏まえて交通事業所等に働きかけを行います。	都市計画課
5	公共の場の移動を支援する設備の整備	○公共施設等に点字ブロックや耳マーク、音声標識ガイドを設置し、障がいのある人の移動を支援します。	管財課 都市計画課



5-3 住環境の整備

現状・課題

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくには、地域における住まいの確保が基本となります。

アンケートによると、障がいのある人の66.2%は現在「自宅（持ち家）」で生活しており、そのうちの85.0%が今後10年程度の希望する居住の場として「自宅（持ち家）」と回答しています。

また、グループホームの設置について、市民全体では「賛成と思う」が33.0%、「事前に説明があればかまわない」が27.4%となっています。

ヒアリングによると、生活支援サービスで不足しているものとして、グループホームが多く挙げられています。

近隣住民の理解を得ながら、障がいのある人が安心して地域で家族や仲間と暮らせるような住環境の整備や、障がい特性に応じた住居の改修等への支援が必要となっています。

施策の推進方向

○障がいのある人の希望や障がいの状況に合わせ、住宅の確保や住宅改修の支援を行います。

○グループホーム等の整備にあたって、事業所等と連携して地域への理解促進を図ります。

主な事業

	事業名	事業内容	担当課
1	障がい者住宅環境の改善の促進	○住宅改修時の助成等により、住宅のバリアフリー化を促進します。 ○福祉住環境コーディネーターの情報を積極的に収集し、イベント等において改修相談を行います。	福祉政策課
2	居住サポート事業	○保証人がいない等の理由により、障がいのある人が住居を借りることが困難な場合、家主との調整や相談・助言の支援等ができる体制づくりを行います。	福祉政策課
3	居住環境の整備	○グループホームの提供体制の整備を支援します。 ○グループホーム等施設の整備にあたって、近隣市民の理解を促進する説明会等の開催を支援します。	福祉政策課

5-4 防災・防犯対策の推進

現状・課題

災害が発生した際、障がいのある人はとっさに状況を判断したり、避難することが難しく、周りの手助けが必要となります。障がいのある人に対して、適切な情報提供や支援ができる地域づくり・体制の整備が重要となります。

令和3年には「災害対策基本法」が改正され、関市では、努力義務である「個別避難行動計画」を作成しています。

アンケートによると、障がいのある人で関市避難行動要支援者名簿へ「登録している」と回答した人は10.0%、「登録していない」と回答した人は35.8%、「知らない」と回答した人は44.3%となっており、名簿の周知が必要です。

また、令和6年度から、BCP（事業継続計画）の策定が義務化されます。ヒアリングによると、サービス提供事業所のうち、「すでに策定済み」「今年度中に策定する予定」が85.0%となっていますが、「策定したいが、何から進めればよいか分からない」「特に取り組んでいない」が15.0%と、一定数いる状況です。

障がいのある人に対する支援が可能な市民の協力を得ながら、事業所の災害時対策状況を踏まえ、連携を図りつつ、障がいのある人を地域で支える体制づくりが重要となります。

また、近年障がいのある人を狙った消費者トラブル等の被害が多くなっています。障がいのある人が詐欺被害等に巻き込まれることを未然に防ぐとともに、相談体制や情報提供体制を整える必要があります。

施策の推進方向

- 避難訓練の実施や防災に関する知識の普及、地域での見守り等により防災意識の醸成を図り、地域の防災力の強化を図ります。
- 障がいのある人等、避難行動要支援者の把握に努め、障がい特性に対応した多様な方法による情報提供や避難支援へとつなげます。
- 福祉避難所の周知を図るとともに、障がいのある人の意見も踏まえながら運営環境を整備します。
- 障がいのある人の犯罪被害を防ぐため、障がいのある人やその家族への犯罪に関する周知・啓発や、地域での見守り等を行います。

主な事業

	事業名	事業内容	担当課
1	防災意識の強化	○障がいのある人の防災意識の向上や、市民の避難行動要支援者への認識を促進するため、広報紙での防災意識の啓発や、障がいのある人やその家族への自主防災会等の避難訓練参加を促進します。	危機管理課
2	防災・防犯に関する情報発信	○障がいのある人や高齢者の緊急時に迅速に対処するため、通報用機器または携帯型の通報システムを貸与する「関市緊急通報システム」を実施します。 ○中濃消防に代わるコールセンターを開設し、相談・受付体制の強化を図ります。 ○BCP（事業継続計画）策定に関する情報発信を行い、策定を促進します。	高齢福祉課 福祉政策課 子ども家庭課
3	地域防災ネットワークの強化	○災害時に障がいのある人等が円滑に避難できるよう、情報伝達体制や避難誘導體制を整備します。 ○「関市地域防災計画」に基づき、障がいのある人等の福祉的な配慮や医療的な支援が必要となる人に対して、避難所での支援体制を整備します。 ○介護事業所との連携体制を構築し、災害時に避難所として開設できるよう協議を進めます。	危機管理課 福祉政策課 市民健康課 高齢福祉課
4	避難行動要支援者名簿の活用	○災害時に自力で避難することが困難な障がいのある人や高齢者を把握し、災害情報の伝達や避難等の手助けを行うため、「避難行動要支援者名簿」の活用を図ります。 ○関係機関等との連携のもと、「避難行動要支援者名簿」が有効に活用されるよう検討を進めます。	危機管理課 福祉政策課
5	福祉避難所の周知	○広報紙やホームページを通して、障がいのある人や高齢者、その家族等に福祉避難所について周知します。 ○福祉避難所の開設に関する協定を締結する事業所の拡充を図ります。	危機管理課 福祉政策課 高齢福祉課
6	消費者被害の防止	○障がいのある人や高齢者などが詐欺被害や悪質な消費者被害にあわないよう啓発活動や地域包括支援センターとの連携を行うとともに、近隣での見守りや声かけ等を促進します。	商工課

5-5 コミュニケーション支援

現状・課題

令和4年に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、障がいのある人があらゆる分野に参加するための意思疎通に係る施策を総合的に推進することが目的とされています。

本市では手話通訳者等の派遣や意思疎通を円滑にする機器の設置・貸し出しにより、障がいのある人のコミュニケーションを支援しています。

障がいのある人が地域生活において円滑にコミュニケーションがとれるよう、障がい特性やさまざまな状況に対応した支援が求められます。

施策の推進方向

- 障がいのある人の意思疎通を支援する設備等を配置します。
- 選挙等における障がいのある人へ配慮した体制を整備します。

主な事業

	事業名	事業内容	担当課
1	コミュニケーション支援ボードの配置	○公共的な施設や商店等にコミュニケーション支援ボードの設置を働きかけます。	福祉政策課
2	聴覚障がいのある人へのコミュニケーションの支援	○手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣し、行政機関、医療機関、事業所等での意思伝達の援助をします。 ○補聴器購入費用等の一部助成や、FM補聴援助システムの貸出を実施します。 ○市役所内に「耳マーク」を表示し、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援します。	福祉政策課
3	選挙の際の配慮の実施	○点字による情報提供や、郵便等による不在者投票を行います。 ○投票所におけるハード面・ソフト面でのバリアフリー化を推進します。	福祉政策課 行政情報課

5-6 権利擁護の強化

現状・課題

平成 23 年 6 月に「障害者虐待防止法」、平成 25 年 6 月に「障害者差別解消法」が成立し、国では障がいのある人の権利を擁護する体制が整備されてきています。

アンケートによると、障がいのある人の「成年後見人」という言葉の認知度は 24.4%となっています。また、市民全体で障害者虐待防止法を「知らない、聞いたことがない」と回答した人が 44.6%となっています。

障がいのある人の権利が尊重され、安心して暮らせるよう、各種制度の周知・啓発を図り、適切な利用へとつなげていく必要があります。

また、第 5 次障害者基本計画においては、ヤングケアラーを始めとする障がい者の家族支援について、新たに盛り込まれています。ヤングケアラーの早期発見・支援のための連携体制を強化し、子どもの権利擁護に努めていく必要があります。

施策の推進方向

- 判断能力が十分でない障がいのある人等の権利を擁護するため、権利擁護に関わる各種制度や事業の周知・啓発を図ります。
- 障がいのある人に対する虐待を防止するため、市民や事業所へ「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」を啓発するとともに、関係機関や地域と連携し、早期発見・対応を図ります。
- ヤングケアラーの早期発見、支援につなげるための体制を強化します。



主な事業

	事業名	事業内容	担当課
1	成年後見制度の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の家族や養護者に対し、成年後見制度の利用を周知します。 ○社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が行う法人後見制度の調査・研究を引き続き行い、市民後見人の育成方法についての協議を進めます。 	福祉政策課 社会福祉協議会
2	日常生活自立支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人や認知症高齢者など判断能力が不十分な人の福祉サービス利用や金銭管理の援助を行います。 	社会福祉協議会
3	虐待防止の啓発と体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページや広報紙を通じて障がいのある人への虐待について周知・啓発し、虐待発生の未然防止を図ります。 ○「関市障害者虐待防止センター」や関係機関が連携し、虐待通報時の体制を整備することで、虐待発生時の迅速な対応を図ります。 ○虐待発生時に十分な対応ができるよう、研修を受けるとともに、人員の増員を検討します。 ○相談窓口職員や事業所職員に、県が実施する研修等への参加を促進し、資質の向上を図ります。 	福祉政策課
4	ヤングケアラーへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携を強化し、ヤングケアラーを早期に把握し、支援します。 ○ヤングケアラー本人とその家族が必要とする支援を把握し、支援の充実を図ります。 	学校教育課 子ども家庭課



6 雇用促進と就労支援

6-1 就労の促進・支援

現状・課題

令和5年から民間企業での障がいのある人の法定雇用率が段階的に引き上げられ、令和8年には2.7%となります。障がいのある人の就労の場を確保することは、地域社会で自立して暮らしていく上で重要です。

アンケートによると、障がいのある人のうち、仕事をしている人が現在の仕事について不安や不満に思うこととして、「給料が少ない」「コミュニケーションや人間関係がうまくいかない」が多く挙げられています。

ヒアリングによると、精神障がいのある人の就労についての課題が多く挙げられており、それぞれの障がい特性にあった就職機会の創出と、市内の企業に対する理解促進への働きかけが求められています。

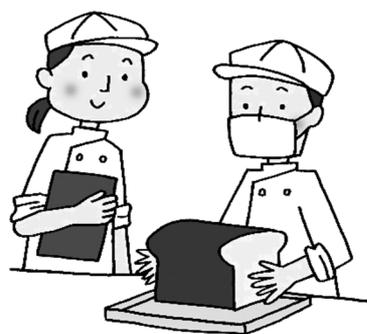
施策の推進方向

- 市内や近隣市町村の関係機関が連携し、障がいのある人の就労に関する情報交換やマッチング支援等を行います。
- 障がいのある人それぞれの能力や適性に応じた多様な就労の場が確保できるよう、新たな事業所の誘致や企業への働きかけを行います。

主な事業

	事業名	事業内容	担当課
1	「関市障がい者総合支援協議会 就労支援部会」の実施	○障がいのある人の就労に向けて、行政を中心に公共職業安定所、特別支援学校、就業・生活支援センター、指定相談支援事業所と連携して、市内企業の開拓や啓発、マッチング会議、講演会等を行います。	福祉政策課
2	障がい者優先調達の実施	○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障がい者就労施設からの物品等の調達方針を作成し、調達の実績を公表します。 ○障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努めます。	福祉政策課

	事業名	事業内容	担当課
3	就労継続支援事業	○一般企業での雇用が困難な人の福祉的就労の場を確保するとともに、知識や能力を向上するための作業所の拡充を図ります。	福祉政策課
4	就労移行支援事業	○一般企業での雇用を希望する人が、就労継続支援事業所等から一般就労へ移行できるよう、知識や能力が向上するための指導を行います。 ○就労に関する相談体制を整備します。	福祉政策課
5	企業への働きかけの実施	○市内の企業に対して「障害者雇用促進法」の周知を図り、障がいのある人の雇用を促進します。 ○障がいのある人を雇用する市内の企業に対し、障がいを理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供義務等について周知するとともに、ハローワーク等と連携して研修を実施します。	福祉政策課
6	一般就労にむけた支援	○一般就労に向けて、就労経験を積むために障がいのある方を雇用する「関市障がい者ジョブアシストわくわく」を運営し、障がいのある人の一般就労の促進を図ります。	福祉政策課



第5章 計画の推進

1 ネットワークの構築による連携の推進

障がいのある人が安心して地域で暮らし続けられるよう、障がいのある人や障がいのある子どもに対する支援を包括的に行うため、中濃圏域をはじめとした近隣市町村や県等の行政における連携だけでなく、関市内外の関係団体や事業所、地域住民等の連携を強化します。

また、本計画及び本計画に基づく施策を推進するため、行政、関係団体、事業所、住民等からなるネットワークを構築し、障がい者福祉に係る情報の共有を図るとともに、障がいのある人が暮らしやすいと思える環境の整備に努めます。

2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づき、成果目標やサービス見込量の状況、目標達成の手法や、見込量の確保方策の適切さなどについて、関市障がい者総合支援協議会を中心に検討し、事業をより良いものにしていきます。PDCAサイクルとは、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）の4段階のプロセスを経て、事業の進捗を管理し、改善していく手法です。

また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課と事務局である福祉政策課との連携を強化します。

資料編

1 策定経過

月 日	内 容
令和5年6月1日 ～6月23日	障がいのある人へのアンケート調査の実施
令和5年8月9日 ～8月31日	団体・事業所ヒアリング調査の実施
令和5年9月4日 ～9月17日	市民への障がい福祉に関するアンケート調査の実施
令和5年9月27日	関市障がい者総合支援協議会 第1回全体会 【議題】 1 令和5年度事業計画（案）について 2 関市社会福祉功労者表彰について 3 第3期関市障がい者計画、第7期関市障がい福祉計画及び第3期関市障がい児福祉計画について 4 関市障がい福祉計画策定に係るアンケート調査報告について
令和5年11月20日	関市障がい者総合支援協議会 第2回全体会 【議題】 1 第3期関市障がい者計画、第7期関市障がい福祉計画及び第3期関市障がい児福祉計画について
令和6年1月4日 ～2月5日	パブリックコメントの実施
令和6年2月19日	関市障がい者総合支援協議会 第3回全体会 【議題】 1 第3期関市障がい者計画、第7期関市障がい福祉計画及び第3期関市障がい児福祉計画について 2 令和5年度事業報告について

2 関市障がい者総合支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、関市附属機関設置条例(平成25年関市条例第68号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、関市障がい者総合支援協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、条例別表市長の附属機関の部関市障がい者総合支援協議会の項委員の定数欄に掲げる定数以内の委員で組織し、協議会の委員は同項委員の構成欄に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱し、又は解任することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

(3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、委員の互選により会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。ただし、第3条第1項の規定により会長が互選されるまでの間に開催される協議会の会議については、市長が招集する。

2 協議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(部会)

第5条 協議会に、事務を円滑に進めるために部会を置くことができる。

2 第2条第4項、第3条及び第4条の規定は、部会について準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 関市行政組織規則(昭和58年関市規則第23号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

3 関市障がい者総合支援協議会委員名簿

(敬称略、順不同)

役 職	氏 名	所 属
会 長	浅野 隆	相談支援事業所かざぐるま 施設長
副会長	後藤 達也	関市社会福祉協議会 事務局長
委 員	中島 恭久	ひまわりの丘地域生活支援センター 所長
委 員	栞山 龍治	いちいの杜ハートフル 施設長
委 員	井上 基久	美谷の風 施設長
委 員	伊藤 園美	岐阜県立ひまわりの丘第一学園 園長
委 員	平岡 哲也	武儀医師会 会長
委 員	八木 美枝子	関市民生委員児童委員協議会 副会長
委 員	大島 達史	岐阜県立中濃特別支援学校 校長
委 員	熊崎 港己	関公共職業安定所 上席職業指導官
委 員	古田 健二	関市障害者団体連合会 会長
委 員	臼井 潤一郎	地域生活支援センターひびき 管理者
委 員	清水 宗夫	関市自治会連合会 副会長
委 員	包子 芙美江	関市手をつなぐ育成会 会長
委 員	波多野 一人	関市健康福祉部 部長

<事務局>

福祉政策課長 中村 宜信

福祉政策課 藤井 智央

関市障がい者計画
—しあわせ共生プラン—
令和6年度～令和11年度

発行／令和6年3月

発行者／関市

編集／健康福祉部 福祉政策課

〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地

TEL 0575-23-9032

FAX 0575-23-7748